

平成29年2月22日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教育長職務代理者	時 津 昌 昭
	会 計 管 理 者 岡 義 行	総 務 課 長	江 崎 文 男
	ま・ひと・しごと創生課長 北 村 玲	財 政 課 長	高 島 浩 介
	建 設 課 長 白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 清 人
	住 民 課 長 福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長	河 上 昌 弘
	税 務 課 長 坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳
	生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	文 化 課 長	原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査	江 崎 智 恵

議事日程 平成29年2月22日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
6	6番 井上正宣	1. 道の駅について 2. ふるさと納税について 3. 井柳川の災害対策 4. 特産品開発について 5. 上峰町が現在適用している国、県からの補助金は 6. 中学校周辺の道路及び駐車場対策は 7. 国際交流について
7	8番 大川隆城	1. 町のマスコットキャラクターはどうなったのか 2. 人事評価制度の進捗状況について 3. 農産物の複合栽培推進について 4. 小・中学校給食無料化について 5. 各地区に（仮称）「意見箱」の設置はどうか
8	4番 碓 勝征	1. 財政状況 2. 公園の維持管理 3. イノシシ対策 4. 道路等の維持管理
9	5番 漆原悦子	1. ふるさと納税について 2. 副町長問題 3. 町長の公約について 4. 滞納問題について 5. 高齢者支援について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達してい

ますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 日程第1 一般質問

#### ○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、6番井上正宣議員お願いいたします。

#### ○6番（井上正宣君）

皆さんおはようございます。議長に質問の許可をいただきましたので質問をいたしたいと思いますが、その前に、昨日、教育長のほうがぐあいが悪くて中断をいたしまして、大体きのう私が質問予定でしたけれども、きょうになりました。きょう質問申し上げますが、皆さん方の中で答弁者でぐあいの悪い人があれば早目に手を挙げていただければ、質問に手心を加えたいと思いますので、よろしく願います。

まず第1番目に、道の駅について。

どこまで計画が進んでいるのか、基本コンセプトの中で計画図面はあるのかどうか、これをお伺いいたしたいと思います。

2番目に、ふるさと納税。

これは返礼品について適切に行われているのか、資料をいただいておりますので、その資料をもとに御質問させていただきたいと思います。

それから3番目の、井柳川の災害対策。

これは集中豪雨に対する堤防は大丈夫かということで、前にも質問をしましたが、ちょうど満潮時に井柳川の堤防の天端、一番上までの水位が60センチから70センチぐらいのときに、時間雨量50ミリぐらい降ったときに堤防が決壊しないかということをお伺いいたしておりました。昨日はまた気象庁のほうから、活断層のことで佐賀平野北縁活断層が追加をされております。そういったことで、その災害が重なったときにどういう状況になるかというようなことをお尋ねしてまいりたいと思います。

それから4番目に、特産品開発。

これには国、県の助成金もあると思いますが、それはどういうものがあるのかですね。それから、その要旨の2番目に、特産品加工所の設置は考えているのかということをお伺いいたします。

それから5番目、上峰町が現在適用している国、県からの補助金はどのようなものがあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

6番目に、中学校周辺の道路及び駐車場対策ということで、現在、中学校体育館、社会体育館において各種イベントなどがひっきりなしに行われている状況下で、駐車場が非常にな

いわけですね。行ってもとめられないような満杯状態。特に雨天のとき、雨降りなんかは中学校のグラウンドも使えないので、駐車場は、役場の駐車場、それから役場南の駐車場等にシャトルバスを使っただけの送迎をしたりしておりますので、この辺をどうお考えなのか。

それから7番目に、国際交流についてですが、これは先日、10日に、議会開会の当日でしたけれども、この日に討論・採決まで入っておりました。ここに私が平成29年第1回定例会会期日程ということでもらっておりますが、これには討論・採決は入っておりませんでした。当日来てみると、ここに討論・採決と書いてあります。これはどういうことかなと私も考えましたけれども、たまたま国際交流事業の会議に、翌日の11日土曜日、この日にソウル市の国民生活体育会の会長、副会長と午後1時から会議をするようにしておりました。また、当日の土曜日の夕方6時から韓国の中高等連盟の会長さん、副会長さんたちのとの会議も行いました。そういうことで、どうしても10日にソウルに到着しないと翌日の会議に出られませんでしたので、欠席届を出してソウルのほうに向かったわけでございます。おかげで、ソウル市の国民生活体育会のほうも剣道のみならず、柔道、それから球技、そういったものの交流を引き受けるというようなお答えをいただいて、そしてまた、夕方には韓国の中高等連盟の会長さんが青少年育成の立場から韓国全国の小・中・高校生の交流を頻繁にし、また指導者同士の交流も今後促していきたいというようなお答えをいただいてまいりました。そういったことで、国際交流については非常にきのうきょうというわけにはいかないですね。この11日のお約束も昨年の12月にこの会議の開催を決定しておりましたので、休むわけにはいきませんでしたので、10日の討論・採決には欠席させていただきました。そういう事情もございませぬ。

この国際交流について驪州市との連絡はとれているのか。また、大神中・高等学校との交流は大丈夫かということで質問をいたしますが、現在、驪州市の国際交流課の課長さん、係長さんたちがメンバーが入れかわって今までどおりはいかないだろうという情報も得ておりますし、そういう関係で今後どういうふうを考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。よろしく答弁のほうお願いいたします。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、質問事項1、道の駅について、要旨1、どこまで計画は進んでいるかについて答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

皆さんおはようございます。井上正宣議員の道の駅についてどこまで計画は進んでいるかという御質疑でございます。私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほど冒頭の総括質疑の中で、昨日の教育長の一件を例えに出されて、意識不明まで一時至ったような状況にもかかわらず、ぐあいが悪くなったら申し出てくれと冗談交じりに言われましたが、こういう議会のこぼれ話としても大変不謹慎ではないかというふうに思います。また、

議員の中からは笑い声も聞こえましたが、こういう状況で審議を進めることは私はよろしくないというふうに思いますので、一言、執行部を代表してそのことは申し上げさせていただいた上で答弁をさせていただきます。

道の駅については、さきの12月議会でも説明をしていますが、提出した資料のとおり、現在、来年度の基本構想計画の策定に向けて、前提条件の確認や関係者との協議を断続的に行っているところです。基本構想計画の策定においては幾つかの選択肢が考えられますが、場所や整備手法について整理をしながら、また関係者の意向なども聞きながら、現段階では基本構想計画策定における条件等の確認や整理を行っております。年度末をめどにこうした作業を終え、来年度、基本構想計画の策定について速やかに着手できるよう準備をしたいと考えております。

詳細につきましては、創生室長のほうから答弁いたします。

#### ○6番（井上正宣君）

今、町長のほうからお聞きいたしましたけれども、ここに基本コンセプト図面をもらっておりますが、今まだ下のほうにはおりてきていないと。一番上の段階ですね。——はい、了解いたしました。

北村室長、何かあれば。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうから補足説明をいたしたいと思います。

提出をしております「道の駅整備の流れ」という資料を用いて説明をしたいと思っておりますが、この資料につきましては、ほぼ同様の資料をさきの12月議会でもお示しをしておったところでございます。

この中で薄く色がついている部分があると思いますが、そこが国交省が示す標準的なフローとなっております。ただ、先ほど町長が答弁されましたように、現在、この整備フローに入る前に、例えば、場所の選択肢としてどういった場所があるかとか、その土地を現実的に取得できる可能性があるかどうか、あるいは整備手法の選択肢として町が直営でやるのか、直接発注をするのか、あるいはPFIであるとか、PPPであるとか、そういった公民連携ですとか、あるいは民間の資金、ノウハウの活用ができるか、そういった手法についても、どういった手法があるのか、そこにお示しをしておりますように、今そういった前提条件の確認をしておりますので、そういったものを今年度末をめどに確認と整理をして、来年度以降、速やかにお示しをしているところの道の駅の全体構想計画の策定に着手したいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○6番（井上正宣君）

まだ道の駅の全体構想計画というところで了解はいたしましたけれども、これは申請にか

かわる施設の位置図及び配置図、県道、国道、道路管理者を經由して道路局長に提出するものとするということで、大まかなことはわかっております、国交省のほうから書類もいただいておりますので。そういうことで、この件については了解をいたしました。

次に入ってください。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次へ進みます。

要旨2、計画図面はあるかについて答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

続きまして、要旨の2、計画図面はあるかのお尋ねでございます。

先ほどお示しをした整備フローのとおり、現段階ではまだ全体構想計画の手前でございますので、それが策定できれば順を追ってもう少し具体的な事業計画の策定を経て、その次に設計というところに参ります。ですから、具体的には設計時点でそのような設計図面というものが上がってくることとなりますので、現時点ではまだちょっとお示しできるような設計図面はないということでございます。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

計画図面はまだできていないということで、はい、了解をいたしました。

次行ってください。

**○議長（寺崎太彦君）**

質問事項2、ふるさと納税について、要旨、返礼品については適切に行われているかについて答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

続きまして、質問事項の2、ふるさと納税についての要旨の1、返礼品については適切に行われているかについて答弁をいたしたいと思っております。

昨日の吉富議員への答弁でも触れましたけれども、平成28年度ふるさと納税返礼品の状況ということで上位10品目についてまとめた資料を提出しておりますけれども、そこにお示しをしておりますように、牛肉や豚肉、鶏肉、そういった肉類を中心に、また、お米、それから野菜セット、そういった品目が中心となって寄附をいただいている状況でございます。

それから、この返礼品の選定等が適切に行われているかどうかというお尋ねかと思っておりますけれども、この点につきましては、総務省が平成28年4月1日付で返礼品送付への対応ということで通知を出されております。

これによりますと、2点ございますが、まず1点目として、当該寄附金が経済的利益の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招かないような表示により寄附の募集をする行為。具体的には、返礼品の価格や返礼品の価格の割合

の表示を行わないようにすることというのが1点目でございます。

それから2点目といたしまして、ふるさと納税は、寄附金控除が適用される仕組みであることを踏まえ、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為を行わないようにすること。具体的には、プリペイドカード、商品券等の金銭類似性の高いもの。それから、電気・電子機器、貴金属等の資産性の高いもの。それから、高額または寄附額に対して返礼割合の高い返礼品と示されているところでございます。

また、本町では独自に返礼品の選定基準を定めておりまして、その内容につきましては、昨日も申し上げましたが、町内で生産されたものに加え、加工・流通販売のいずれかにおいて本町との関連を有するほか、町の地場産業の振興や魅力発信、イメージアップにつながる判断するものについて選定をすることとしておるところでございます。本町ではこうした総務省通知の内容と町の選定基準の両方を満たすものを返礼品として選定をしておりますので、この意味においては適切な取り扱いがなされているものと考えているところでございます。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

この件については、返礼品については非常に全国でも返礼品競争の是正をとということで問題になっておりますが、お互いに都市部と地方との地域差があつて混乱をしているような状況で、一昨日ですか、所沢市が返礼品を廃止するという事柄も出てきましたし、本来のふるさと納税の趣旨に反しはしないかということも言われております。

また、返礼品が50%、60%になってくる中で、仲介するポータルサイト運営業者等が委託をしておれば、そういった中での通販の形態によく似た状況下にあつて、そこに本来のふるさと納税が適正かどうかということも総務省のほうで今、是正策を考えておられるようですが、将来的にこのふるさと納税が順調に続いていくのかということも疑問に思いますし、こちら辺で私は返礼品、要資料の中に10品目ぐらい書いてありますが、この中に上峰の特産品というのは全然上がっておりませんが、以前にも質問させていただきましたが、上峰の産品、特産品、幾らぐらい入っていますかね。上から100番目ぐらいの中に上峰の品物がどれぐらい入っていますかね。それをちょっとお伺いいたします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

町の返礼品のリストであるとか、返礼品の中で町の特産品がどの程度入っているかというお尋ねかと思います。

この点につきましては、昨日も少し触れましたが、特産品というものの定義が、特にふるさと納税における定義がきちっと定まったものはございません。これは自治体によってまちまちですし、また生産物の生産、それから実際には原料から生産、加工・流通販売とさまざまな工程を経て最終的には消費者に届くわけでございますので、本町においては、この特産品というものの取り扱い、特産品と申しまししょうか、返礼品の取り扱いを、町内で生産され

たものはもちろんですが、加工・流通販売、その他、町内との関連を有するものについては返礼品と、取り扱うとしておりますので、特産品ということではありませんが、返礼品の数としては現在400近くあるという状況でございます。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

ここにいただいているふるさと納税返礼品の状況ということで、上位10品目。この中で2品目を外したら、あとは全部肉なんですね。肉を返礼品で出していच्छる企業の名前、それから3番目のさがびより、これを出しておられる企業名、それから10番目の上峰採れたて野菜セットの大、この企業名をちょっと教えていただきたいです。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

返礼品のリストの中での返礼品の提供業者の名称ということでお尋ねがございました。牛肉に関しましては、まず、株式会社ジッパーという企業でございます。それから、同じく石丸食肉産業株式会社という企業さんからも供給していただいております。それから、株式会社ミートフーズ、町内の華松さんでございます。それから、あと鶏肉につきましては、石丸食肉産業株式会社、豚肉については株式会社ジッパー、ちょっと順番が前後いたしますが、さがびよりににつきましては株式会社ジッパー、最後に野菜セットに関しましても株式会社ジッパーという企業から供給をいただいているところでございます。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

そうすると、この中には上峰の採れたて野菜セット、上峰で生産したやつというのはこれだけですか。あとは全部町外の農産物ですね。肉類については全部番号がうたっておりますから小売段階まで全部番号がわかるわけですが、この中には全然入っていないということで理解しておってよろしいでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

牛肉に関しては昨日も申し上げましたとおり、町内で牛肉の肥育は行われているということがございまして、その生産者の方及び関係業者の方を支援するという意味で、九州産黒毛和牛、それから佐賀牛の名前をPRすると、こういった意味合いにおいて取り上げておるものございまして、生産履歴をなかなか、我々も販売店を通じて買っておりますので、一般的にお肉屋さんでどこどこ町産まで指定して調達はできませんので、現実にはそういったことはできませんけれども、そういった意味合いで牛肉を返礼品として取り扱っておりますし、また、お米に関しても同じようなことが言えまして、さがびよりという銘柄が生産いただいておりますし、そういったお米の生産者の方が町内にもいらっしゃいますので、そういった意味合いで返礼品として取り上げているところでございまして、そういうふうには生産がどうかというところ、厳密になかなか上峰町産というふうには限定された形で流通しているものば

かりではございませんが、なるだけ幅広く採用することで町内のなるだけ多くの方にこの返礼品の調達の経済的な効果を波及させるべく取り扱いをしておりますので、そういったふうに御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

この件については以前にも質問をいたしておりますが、できれば佐賀牛というよりも上峰牛ということで、委託業者がどこまで上峰牛を御存じなのかわかりませんが、上峰牛ということでぜひこの返礼品の中に組み込んでいただいて、上峰牛を全国にPRする一つの方法でもありますし、そして、そういう肥育農家、そういった人たちがどんどん出せるようになれば、それにかわって、また肥育農家の活力にもなりますし、税収も役場に入ってくるわけですから、やっぱり上峰産品をどんどん出して、そして業者も上峰の業者を使ってやるのが上峰の活性化になっていくんじゃないかと、そういうふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

我々といたしましても、できる限り上峰町産のものを返礼品として採用したいと思っておりますし、できる限りのものは町内で生産されたものであるとか、町内の事業者から調達できるものを扱っているという状況ではございますが、ただ、このふるさと納税の第一義的な目的といたしましては財源の確保というものもございますので、町内産であるとか、町内事業者から直接購入できるものに加えて、先ほど申し上げましたとおり、産業連関上、少しでも町内とのかかわりがあるものについては幅広く取り扱うことによって、寄附金、つまり財源の確保をするということで取り組んでまいっている次第でございます。

それから、上峰産の牛肉についてお尋ねがございましたけれども、ふるさと納税の返礼品の調達はあくまで一般に流通して購入可能なものを返礼品として調達をしておるものでございまして、したがって、町内産の牛肉のブランド展開がどうあるべきかというところは、町というよりも生産者や部会、またはJA等で主体的に検討されるものであるというふうに考えておりまして、その結果、もし上峰牛ということでブランド展開をされるということであれば、町としてもそういったブランドを前面に出して、ふるさと納税の制度等を通じてそこを支援していきたいと思っております。ただ、これはJAの担当の方ともお話をしたことでありますけれども、佐賀牛のブランドを構築する経緯の中で、県内の生産農家の方をまとめ上げて統一ブランドをつくられたという経緯もあるというふうに聞いておりますし、また、町内の肥育牛の生産量の規模であるとか、上峰牛が欲しいと言ってもなかなか実際問題として上峰牛を指定して購入することが難しいのではないかとということもお聞きしておりますので、そういったところを踏まえながら、この上峰町産の牛肉のブランド展開というものも検討されていくものであろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

最後にお尋ねをいたしますが、所沢市のように返礼品を廃止した場合に、今のふるさと納税の金額がどれぐらい減ると思われていますか、ちょっと考えてみてください。幾らぐらいになると思いますか、返礼品を廃止した場合。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

このふるさと納税の制度はあくまでも寄附金の制度でありますので、お礼の品を送るかどうかというのは自治体の判断に委ねられているものでございます。

それで、お礼の品を送らないとした場合にどうかということでございますけれども、なかなか仮の話でもあるので、定量的にどのぐらいの寄附額になるというのは難しいと思えますけれども、ただ、自治体の中でも寄附の受け付けはするものの返礼品のほうに余力を入れていらっしゃる自治体もございます。そういったところの事例を見ていますと、今、本町としては40億円を超える寄附をいただいておりますが、かなりそれは減るであろうというふうには思っております。

以上です。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

次に進みます。

質問事項3、井柳川の災害対策、質問要旨、集中豪雨に対する堤防は大丈夫かについて答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

おはようございます。6番議員の質問事項の3番目、井柳川の災害対策ということで、要旨の1の集中豪雨に対する堤防は大丈夫かということでございます。

議員、先ほどの質問の中で、活断層の指定ということで、佐賀県につきましては5つほどございますが、その中でも佐賀平野の北縁の断層帯ということが上峰町にかかってくる断層帯じゃなかろうかということで、またほかにも追加がっております。その中で、有明海における津波、例えば、地震における津波が発生した場合の影響の分布ということで範囲も発表されているわけでございますが、上峰町に影響はないということで区域には入っていない状況のようでございます。

それで、議員御指摘の切通川につきましては、9月議会でも質問があつておりましたけれども、県の河川ということで、東部土木事務所に伺っておりますところでは、現在、河川堤防につきましては、時間雨量何ミリというふうな考えではなくて、前後の雨の降り方、量や時間とか、それから組み合わせ等を想定して計画整備をされている状況ではございますが、今現在も全体的な河川の整備は済んでいる状況の中でございます。現在、河川には堆積物が多くありまして、みやき町と一緒に上峰町もしゅんせつの要望を行っている状況でございます。

す。昨今、ゲリラ豪雨等が発生しますと、最悪、越水等々で前牟田地区への被害も懸念されるところで考えておるところでございます。昨年6月22、23日に豪雨が発生しました。時間雨量が63ミリで、233ミリということで資料的に伺っておりますが、その際にも堤防からすれすれみたいなどころでの、越水まではいきませんが、そういった状況でございました。

佐賀導水ということですが、河川事務所がございまして、その中でも井柳川のポンプ場が毎秒5トンで城原川に排水稼働されておりますが、昨年は1回、13時間の稼働であったということ聞いております。平成27年度におきましては、井柳とみやき町境付近で右岸側ののり崩れということで地元のほうからも要望があつておりましたけれども、この件につきましては早急に補修をしていただいたこととでございます。県といたしましても、堤防敷の傷みや崩落等が予想される箇所につきましては、早急に補修をされて効率的な維持管理に努められている方針であるということと伺っております。

今後につきましても、筑後川河川事務所や土木事務所ほか関係機関と密接な連携をとりながら、災害に備えた体制づくり等を図って、河川の氾濫や被害状況などの災害に、迅速な情報共有を図っていききたいということと伺っております。

以上でございます。

#### ○6番（井上正宣君）

これは以前にも質問をいたしておりますが、ただ集中豪雨だけで判断すれば今のような状況下の答弁になると思いますが、そういうことばかりじゃなくて、災害が重なったとき、例えば、満潮時、堤防の天端まで、60センチから70センチぐらいまで上がってきていますが、それに集中豪雨が重なったとき、ましてや、活断層が活発化して地震が起きたとき、津波が逆流をしてきたとき、そういうことを複合して考えたときに相当な被害が出るんじゃないかと私は思っておりますが、ただいまの課長の答弁では、天端までの水位を見たときに、堆積物がたまってしゅんせつをするような方向だということで、課長、実際見に行かれましたかね、満潮時の状況。お伺いします。

#### ○建設課長（白濱博己君）

実際見に行かれたかということとございますが、一般質問の通告があつた後に、先週だったと思っておりますけれども、実は井柳川の南の新村上地というところの橋梁がございまして、井柳川もですけど、あそこら辺に見に行きました。午後やったんですけども、ちょうど満潮時の、最高値じゃなかったんですけども、橋梁の下1メートルぐらいのところまで来ておまして、そのときに集中豪雨、例えば、時間雨量60から70とかそういったことであつたならば、本当に越水ということも現場に立っておりまして想定はいたしまして、この件につきましては、例えば、みやき町側もですけども、大字前牟田、あの下流一帯につきましては越水の可能性もあるんじゃないかなということでの認識はしてまいりました。

実は土木事務所のほうでも堤防のかさ上げということにつきましてはいかがなものかとい

うことで要望しておりますが、それはなかなかできないというふうなことでございました。先ほども申しましたように、効率的な管理はしていただいておりますが、やっぱりしゅんせつをして容量的に持っていくような形でしかないということで、先般からも、みやき町さんからも以前から再三要望があつておるようでございます。この件につきましても、土木事務所といたしましては、その要望を受けて4月以降に1回目のしゅんせつをされるように聞いておりますが、その残土置き場もないということで、みやき町さん側はみやき町さん側の開発等々の場所を確保してそこをお願いしますということでされているように聞いております。上峰町につきましても、上流につきましても、基本的には下流からするというところでございますが、上峰町も残土置き場の確保等々につきましても協力をお願いしますということでございました。農業関係で、クリ防関係で385の積水の工場のところに運搬されているという話も聞き及んでおりますが、それはちょっと3月上旬まではできないということでございました。今後につきましても、しゅんせつということで下流からされるということではございますが、上峰町につきましても残土置き場等々を調査確保等考えていきながら、しゅんせつの方向で土木事務所も考えておりますので、そういった形で要望をしていきたいということで考えております。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（寺崎太彦君）

質問事項4番目、特産品開発について、要旨1、国、県の補助金はどのようなものがあるかについて答弁を求めます。

#### ○産業課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。井上議員からの4番、特産品開発についてという御質問でございます。

議員言われる特産品というものが農産品そのものなのか、また、6次化した加工品を指しているのかというのが私にはちょっとよくわからなかったんですが、まず農産品について国の補助メニューは、産地ブランド発掘事業というものがございます。また佐賀県では、さが園芸新品目・新技術等導入支援事業というものがございました。また、農産品を6次化して特産品にするということについては、国、県とも補助事業としては多数あったのですが、事業主体が個人、営農組合、地方自治体などによりメニューが違ってまいりますので、あともって資料を差し上げたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

今、課長のほうから助成金の件でお答えいただきましたが、今後やっぱりそういった助成金を有効に使って特産品開発を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。この件はこれで終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

次に進みます。

要旨2、特産品加工所の設置は考えているかについて答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

続きまして私のほうから、要旨の2番目、特産品加工所の設置は考えているかについて答弁をいたしたいと思えます。

町の総合戦略におきまして、農業の6次産業化の推進を掲げておりまして、主要事業の一つとして加工所の設置を位置づけております。設置の形態についてはさまざまな選択肢があるかと思いますが、他の自治体の例では道の駅の産直コーナーやレストランに併設されているケースが多いことから、本町においてもまずは道の駅の整備においてあわせて検討していきたいと考えております。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

今、室長のほうから、道の駅と併設した加工所、これはすばらしい発想だと思います。全国回ってみてもほとんどの道の駅が隣に加工所があって、そして隣で販売する。これは非常に活気があっていいんじゃないかと思っております。ただ、今、上峰町に特産品が少ないということは、私も今、県の6次産業支援センター、工業技術センター、両方ともお伺いしていろいろお話をしておりますが、上峰は宝の品物がたくさんあるのに何で6次産業化しないんですかというお話もいただきました。ほかの地域を回ってみますと、特に道の駅とか、直売所、かなりの数の特産品が6次産業製品ですね、特産品が並んでおります。あれを見ますと、上峰もこういうことはできるんじゃないかと、どこに問題があるのかということを考えさせられました。それで、今、6次産業支援センターのほうでお話をしておりますと、まず農産品であっても乾燥技術、それを粉砕する技術、練り合わせる技術、いろんな技術をまぜ合わせたらすぐ6次製品はできますよということをおっしゃっておりますし、私も、ただお茶だけを考えてみてください。ほかの地域の道の駅に行くといろんなものがありますよ。上峰にいっぱいある、特に樹木ですね、イチョウの葉、柿の葉、ビワの葉、オリーブ、エゴマの葉もそうです、もうほとんどお茶になっていますよ。二、三年前から言っているのが全部よそではもう6次産品になっています。

そういったことを踏まえると、原料、材料はあるのに何で6次製品が生まれないかなということが私も非常に悩んでおるわけです。だから、ぜひそういう加工技術をしたら、6次産品、特産品がいっぱいできますよ。私が今ここで名前を出していいかわかりませんが、ある麵屋さん、麵をつくっている会社と共同で、ユズの皮を使って、その皮を乾燥させ、それを粉砕して麵に練り込ませてユズうどんをつくりましょうという話を今しておるところです。そうすると、ユズだけに限らずオリーブ、それからエゴマ、いろんなそういう材料があつて

粉碎したのをまぜ込んでいけば、それは人によって嗜好が違ってもわかりませんが、健康食品、いろんな6次産業製品ができてくると思うんです。だから、ぜひそういう加工所をいち早くつくって開発していくべきじゃないかと思っておりますが、室長どうお考えですか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

井上議員から、なぜ町内でなかなか特産品が生まれないのかということの御質問であったかと思えます。

特産品の開発については、従前からさまざま行われていると思えますけれども、市とか町によってさまざま、町内の産業構造であるとか、こういった事業者がいらっしゃるとか、もろもろさまざまな要因があると思えますので一概には言えませんが、一つには、開発はできても、そのレシピがあっても、じゃ、実際、誰がそれを業として製造して販売するかという問題が結構ありまして、上峰儲かる農業塾でも製品の開発は、レシピはかなりたくさんできたんですが、それをじゃ、誰が製造、販売するか、どこのお店が仕入れてそれを販売するかというところになると、ぱたっとそこでとまってしまうということ結構があります。

ですから、今回の儲かる農業育成事業では、開発をすることは大事なんですけれども、先にマーケティングをして、こういった商品が世の中で人気があるのか、こういった金額で出せば売れるのか、ビッグデータ等の活用もしながら、まずマーケティングをやった上で、そこからこういったものをこういった金額でつくろうと、そういった発想でやらないとだめですよというのをずっと講座でやってきております。ですから、そういった前提のもと、売れるものをつくっていくということが特産品の開発、それから、実際にそれが持続的に続いていくことになるというふうには思っております。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

今、加工所が必要と言いましたけれども、その加工所ができて初めて次の6次産品が生まれてくるわけですから、1次産品をどう展開して売りさばくかというよりも、加工することによって日持ちしますからね、そういったことから、やはりこの加工所が先じゃないかなと。そういうことを念頭に入れて、私も先ほど言いましたけど、6次産業支援センター、工業技術センター、それから西九州大学、こういった連携のもとに今新しい商品を開発していつている段階です。

ですから、どこに問題があるのかというのは、まず加工技術、これは今、工業技術センターのほうでいろいろ勉強させていただいておりますが、こういうものがありますよと。そしたら、そこに加工する機械、そういったものに対しての助成金、そういったものがあれば、それをやっぱり活用していきたいと思っておりますし、個人にそれが適用されるのか、団体に適用されるのか、その辺もちょっとお伺いをいたしたいと思えますし、先般、委員会等でもイノシシの問題も出ておりましたけれども、よそに捨てるより上峰の財源としてやっぱり

加工をして、ぼたん鍋でもして、そしてもうかってもらう、そういった食堂とかレストランとかあれば、上峰の財源ですから、よそにわざわざやらんでも上峰の財源として、宝として、これは利用すべきじゃないかと思っておりますが、それも含めてお話をお伺いしたいと思います。

#### ○産業課長（小野清人君）

6次化産業の加工品の話になりますので、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

先ほどの質問の中に、国、県の助成金はどのようなものがあるかという御質問の中で申し上げますとおり、加工品を特産品とする助成金につきましては多々あります。今手元にあるだけで30件ほどございます。その中を精査しながら、そういった加工品の機械等に助成できるメニューがあるのかどうかは検討させていただきたいというふうに思います。

また、昨日から井上議員がイノシシの件を申されておりますが、私もちょっと勉強不足でございまして、県の福祉保健所のほうに確認をいたしました。イノシシ肉の解体につきましては、これをなりわいとする場合は食肉処理業の許可が要るということでございました。また、その肉の販売につきましても食肉販売業の許可が要るということでございました。また、それを解体したものを町内の肉屋に卸すということであれば、その肉屋は販売業の許可はもらってあると思いますが、各店舗で売れる肉種、種類が決まっておるそうでございます。その中にイノシシの肉ということがうたわれていなければ販売することができないということをお伺いしました。

また、これは猟友会のほうにも聞いたんですが、井上議員は博識ですから御存じだと思いますが、イノシシはとめ刺しをした後、1時間以内に解体をしなければ、専門家いわく、肉がにえるということで、臭くて食べられないということでございまして、1時間以内で処理できる処理施設がなければ商品にはならないだろうというふうなことを伺っておりますので、非常に難しいことが多々あるということでございまして、特産品になり得るような材料ではございますが、そういったところをクリアしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

今、産業課長のほうからイノシシ肉のことで詳しく説明をいただきました。理解いたしましたけれども、そのほかに先ほど室長申しましたとおり、乾燥する機械、粉碎する機械、そういった点の助成金というのはございますか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

井上議員から御質問ございました粉碎であるとか、練り合わせであるとか、さまざま加工があると思いますが、乾燥ですね、そういった機械の導入について助成金があるかどうかということでございます。先ほど産業課長が説明されましたとおり、さまざまな制度がありま

すので、個々には詳細を調べてみたいとは思いますが、私の知っている範囲では、設備投資の補助金というのは、つまり業に用いる設備の投資、設備導入については補助金というのは基本的にはないというふうに理解をしております。ただ、研究開発をするとか、直接的に業に用いないという前提であれば助成制度はございます。

それから、助成ではございませんが、導入に関して、要するに銀行等の融資の資金調達ですね、それが低利でできるとか、そういったものはございます。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

質問事項5、上峰町が現在適用している国、県からの補助金は、要旨1、どのような補助金かについて説明を求めます。

**○財政課長（高島浩介君）**

皆さんおはようございます。私のほうから井上議員の質問事項5、上峰町が現在適用している国、県からの補助金は、この中の質問要旨1、どのような補助金かという御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、町全体の国庫並びに県補助金の概要について御説明をいたします。

お手元の平成29年2月定例議会一般質問資料、井上議員5-(1)、こちらをごらんください。

資料につきましては、平成28年度中に本町のほうで執行しております町全体の一般会計、こちらのほうの補助金を取りまとめたものでございます。事業を執行しております所管課ごとに現年繰り越しの予算区分、国庫、県費の補助区分、事業名、予算現額を一覧表にいたしております。予算現額につきましては歳入予算であり、今議会で議決をいただきました補正予算も加算をいたしております。

町全体の国、県の補助金の歳入合計といたしましては、2ページ目の一番下になっておりますが、歳入予算ベースで国庫補助金が28本、400,764千円、県費補助金が46本、237,760千円となっております。合計74本で638,524千円。その中に、平成27年度からの繰越事業ということで表記をしておりますが、国庫補助金が5本、補助額が88,273千円、県費補助金が1本、3,972千円の計92,245千円、こちらの繰越事業も含んでおります。

以上でございます。

**○6番（井上正宣君）**

資料をいただいておりますので、大体のことは理解をいたしております。これは頭出しということで、また6月議会に改めて質問させていただきます。この件はこれで終わります。次へ進んでください。

**○議長（寺崎太彦君）**

質問事項6、中学校周辺の道路及び駐車場対策は、質問要旨、各種イベント等のときに駐

車場の確保が厳しいが用地買収はについて答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

皆様おはようございます。私のほうから6番井上議員の質問事項6、中学校周辺の道路及び駐車場対策は、要旨1、各種イベント等のときに駐車場の確保が厳しいが用地買収はという御質問にお答えをさせていただきます。先日の田中議員の御質問に対する答弁と重なる部分もありますが、御了承をお願いいたします。

現在のところ新たに駐車場を確保する計画は持っておりません。議員御案内のとおり、中体連などの大会の折、駐車場が不足する場合には、庁舎駐車場を御案内したり、中学校グラウンドの利用について相談しながら対応をしております。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

この件については以前にも質問をいたしておりますが、特に中学校の体育館の南側、今、田でございませけれども、それから北側、同僚議員のほうからも質問があったと思いますが、これは学校施設周辺にいろんな住宅が建ってくると、今でもそうですが、中学校のグラウンドの東側の住宅地、こういったところは後から建てられて、子供たちが野球とかいろんなものでボールが飛んで来ると。来る前からわかっていることですが、後から来ていろいろクレームを言われる。そういった状況が生まれてきますので、今後また中学校の体育館、この周辺に住宅が出てきますと、子供たちが運動している中で大きな声を出したりしますから、うるさいとか、いろんなことを言うてくると思うんですよ。だから、学校周辺には駐車場用地として確保すると同時に、そういった弊害をなくしていく緩衝地帯、そういった考え方によって、やっぱり土地を確保しておく必要があるんじゃないかと、そういうふうを考えておりますし、土地の所有者も民間業者に用地を売り渡すよりも町のほうに売り渡したほうが得ですから、地権者のほうも喜んでいただけたらと思っております。

そういったことで、今後ぜひこういった駐車場用地を確保していただきたいと思うんですが、今議会でも老松神社の周辺も駐車場用地として2年に一回ぐらい使う場所を用地買収されておりますので、この中学校周辺は子供たちがとても今盛んにイベントをやっております。そういった中で、車をとめるところがない状況なんですね。実際見に行かれたかどうかわかりませんが、見に行ってもらおうとわかるんです。とめるところがないんですよ。これは非常に困っているんです。だから、ぜひ用地買収を先に先行投資でやっていただきたいと、そういう気持ちでおりますが、いかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

今、井上議員の体育館周辺での状況について御案内いただきました。私どもも承知をしておりますし、さきの田中議員のときに御案内しましたが、北側の駐車場が現在、土を置いていたり、それから草が生えていることによって、30台程度しかとめられないという現状があ

ります。まずはそこに砂利を入れて、とめることによって広く確保することで努めていきたいと思ひます。土地の面積としては2,800平米ほど北側の土地はありますので、整備をすれば、まずもって当面の駐車場確保ができるというふうには考えております。よろしくお願ひいたします。

**○6番（井上正宣君）**

この件については、社会体育館、中学校体育館、この両方でイベントをやったときに、2,000人ぐらいの人が集まってきたときに車が何台ぐらい集まると思ひますか、到底今の状況下では入り切らないんですよ。だから、用地買収をして駐車場を拡張してくださいとお願ひしているわけです。ですから、用地買収をするかしないか、このどちらかを答弁してください。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

井上議員のほうから用地買収をするかしないか、どちらか答弁するよふにということでした。これにつきましては、今後また検討事項として前向きに検討させていただければと思ひます。

また御質問いただきました中で、2,000名ほどの応援者の皆さんということで御案内もいただきました。私どもも承知しておりますし、駐車場の台数のことで御案内させていただければ、体育館の周辺、体育センターの周辺、中学校の体育館の北側、それから社会体育館の周辺、また役場の駐車場、また役場の南の駐車場、すば一く上峰の駐車場、それから中学校グラウンドの中の駐車場、合わせて500台程度の面積になります。3名から4名、車に乗っていただければ1,500名から2,000名の方が応援に来ていただいても、まずはそこぐらいまでであれば大丈夫だというふうには分析をしています。また、町民センターでイベントがあるときなどにつきましてはの事例ですが、JAのほうにも私ども協力依頼をいたしまして、JAの駐車場についても御案内できるように準備をしております。あわせて御案内ですが、よろしくお願ひいたします。（「次、進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

質問事項7、国際交流について、質問要旨1、ヨジュ市との連絡はとれているかについて答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

質問事項の7、国際交流についての要旨1、ヨジュ市との連絡はとれているかについて答弁をいたしたいと思ひます。

驪州市との連絡につきましては、正式なものについては公文書で行うのが原則であると考えておりますけれども、通常の事務的なやりとりにつきましては、皆さん御存じの韓国在住の本町とゆかりの深い方、通訳の方を通じて行っている状況でございます。この通訳の方は、単に両国の言語に通じているだけでなく、本町と驪州市の両地域の状況に明るいため、友好

交流促進の観点からさまざまな助言をいただくとともに、連絡の補助をいただいております。両地域の交流に多大な貢献をいただいていると認識をしております。その一方で、早急に連絡をとりたい場合などに時間を要してしまうことも考えられますので、両地域の担当者等が直接的に連絡をとる手段も確保しておく必要があるとも思っているところでございます。

こうしたことから、次回、驪州市側とお会いした際には、こうした課題についても提示をし、Eメール等での連絡の方法についても意見交換をしたいというふうに思っております。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

今も驪州市との友好都市提携は生きているわけですね。それで、室長、向こうの国際交流課長、係長、交代されたのは御存じでしたか。向こうの方が言われるには、今、スマートフォンでもLINEでやりとりが無料でできるからどんどんやってくださいと。そして、やっぱりこっちは課長が窓口であれば向こうも国際課長が窓口だろうと思いますので、そういった友達関係になってLINEをやりとりしていただければ、うまく進んでいくんじゃないかと思っております。よろしく願います。次。

**○議長（寺崎太彦君）**

質問要旨2、大神中・高等学校との交流は大丈夫かについて答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

6番井上議員の質問事項7、国際交流についての要旨2、大神中・高等学校との交流は大丈夫かという御質問にお答えをいたします。

ことしは上峰町のほうへ、上峰中学校へ訪問していただく年になります。姉妹校であります大神中・高等学校でございます。引き続き連絡をとりながら、ことしの交流について進めてまいります。いつもこの大神中・高等学校との交流について御助言いただきまして本当に感謝しております。通訳の方とも連絡を引き続き取り合っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

**○6番（井上正宣君）**

今、局長のほうから御答弁いただきましたけど、この大神中学校のイム校長先生が非常に交流に御理解がありまして、もともとイム校長も日本の大学に留学されていた方ですので、非常に友好的にやっていただいております。手抜きのないようにひとつお願いをいたしたいと思えます。

そして最後に、先般まで昌明女子中・高等学校が来ておりましたが、姉妹提携はもう破棄されましたか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

まず、ことし来ていただくことになっております。私も前回お迎えするに当たり、担当を当時させていただいた経験もございませう。本当に礼節を重んじた国でございませうので、丁寧

にお迎えしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

また、御指摘いただきました女子中学校のほうとは姉妹校ということでの締結をしていなかったというふうに私、今記憶しております。ちょっと定かではございませんので、資料等また御案内できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

**○6番（井上正宣君）**

局長、先ほども言いましたけれども、北村室長と同じように、お互いにLINEで結んで、意思の疎通のないような方法で国際交流を続けていただければありがたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

今、井上議員のほうからLINEということで御提案いただきました。私どももスマートフォンに変えて、今、LINEを使って、子供たちといろいろある中でその勉強もさせていただきました。そして、LINEの活用について、いい方向ということも十分に認識しております。LINEを使ってという、そういう新しいツールを使って外国の方と日本語、またそちらの国の言葉を使いながら、こういう会話を進めていきたいと思ひます。今後とも御指導よろしくお願ひします。

**○6番（井上正宣君）**

教頭先生からお伺いをいたしましたけれども、今、大神中学校とかに行つた上峰中学校の子供たちが、その後インターネットを使つたり、LINEを使つたりして交流をしているそうです。だから、そういう中で、子供たちが将来、隣の国と仲よく、お互いに切磋琢磨して、そして勉強して社会貢献していただくように、私も陰ながら応援したいと思っておりますが、行政としてもよろしくお願ひをいたしたいと思っております。この件はこれで質問を終わりたいと思ひます。

**○議長（寺崎太彦君）**

以上で6番井上正宣議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（寺崎太彦君）**

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

先ほどの井上議員の国際交流についての質問の中で吉田事務局長より報告があります。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

さきの井上議員の質問の中で、昌明女子中学校との姉妹校締結について御質問いただきました。先ほど確認がとれました。結論から申しますと、まだ姉妹校締結については至っていないということでございます。引き続き状況などについてお話をさせていただきながら、今後また検討していけるところは推進していきたいと思っております。ありがとうございました。

**○議長（寺崎太彦君）**

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城議員、お願いいたします。

**○8番（大川隆城君）**

皆さんおはようございます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず最初に、町のマスコットキャラクターはどうなったのかということで質問いたします。

この件につきましては、これまで28年3月、6月、12月とそれぞれの議会でお尋ねをしましてまいっておりますけれども、まず3月の時点では、「てんりゅうくん」は米多浮立のマスコットキャラとして使用したいということで保存会のほうから申し入れがあったということでお聞きしておりました。それと関連しながらも文化財や教育関係のPR用に使用するという答弁をいただいております。6月の時点では、タウンプロモーションの検討会の中でマスコットキャラを制定することには町のPRには重要であるという認識のもとに、町の個性や要素を体現化できるようなキャラの検討をしたいという答弁をいただいております。12月時点では、キャラクターが必要だということでは一致して、インターネット調査グループ、インタビューの調査結果を分析して設定に向けて検討をしたいということでいただいております。その間では、中学生子ども議会の中でも中学生議員からやはり町のマスコットキャラクターを制定してはどうかという提案もなされております。それを含めて約1年間いろんな協議の中で検討されてこられたと思っておりますので、最終的にはどういうふうになされるのか、お尋ねをしてみたいと思っております。

2番目に、人事評価制度の進捗状況についてお尋ねをしてみたいと思っております。

この件につきましては、法改正によって各市町でもしなくてはならないということになったということでお聞きしておりますし、その目的といたしましては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るためということで、これまで約2年間研修を重ねてまいっておられるということで資料もいただいております。その結果、いよいよ新年度から実施をされるんじゃないかならうかと思いますが、その実施についてはどういうふうな形で進めていかれるかも含めてお尋ねをしてみたいと思っております。

第3番に、農産物の複合栽培推進についてお尋ねをしてみたいと思っております。

これまで皆様御案内のとおり、町内の圃場におきましては、米麦栽培が中心でございま

したけれども、それだけではなくて、ほかの野菜等も栽培をして複合栽培により農家の収入を上げるということを目的としてフォアスの整備もされてきたかと思っております。いよいよフォアスを整備されてからもう一、二年たちました。それぞれにその管理の仕方といえますか、もう農家の皆さん、もう既に十分御案内かと思えます。そういうことの中で、今後の農業収入を得るために、さっきも言いましたように、複合栽培ということをきちんと計画的に進めていくことが必要じゃないかということであれば、先ほども同僚議員から質問がございましたように、ふるさと納税の返礼品としても十分活用できるということにもつながっていくんじゃないかとも考えているところでございます。そういうことも含めて、町としてはどういうふうにお考えになっているかをお尋ねしてまいりたいと思えます。

第4番目に、小・中学校の給食無料化についてでございますが、この件につきましては、これまで何人もの同僚議員さんから質問が出てまいっております。そういう中で、まず第1は、この無料化をやることについては財源的にどうかと、先々はどうかという心配のもとに質問が出ておりました。ですから、いま一度町長に対してこの財源の面のことについて十分かどうかということ、もう一遍確認の意味でお聞かせ願いたいと思えます。

それと、昨日も含めてこれまで給食費滞納の件も出ておりました。私自身といたしましては、私会計に移ってからは滞納はないということで認識をしておりましたが、それがあるといようなことで初めて知ったような次第でもございますので、その辺についてもどのように対応されるのか、いま一度お聞かせを願いたいと思えます。

何を申しまして、やはりこれまで皆さん、執行部の皆さんもそう、議会の皆さんもそう、子供は町の宝だという認識のもとにいろんな教育関係の整備についても取り組んでまいっているところでもございます。今風に言えば、やはりチルドレンファースト、子供の教育をまずしっかりとやろうじゃないかということでやってきたかと思っております。その辺からも含めて、きちんとすべきはきちんとしていかなくちゃならないと思えますので、いま一度お尋ねをしてまいりたいと思えます。

第5番目に、各地区に（仮称）意見箱の設置はどうかということでお尋ねをしてまいります。

今現在、役場の西側の玄関ですかね、正面玄関の横ですか。投書箱というのが設置をされております。これについては、やはりいろんな皆さん方の御意見を聞こうということであそこに設置をしておりますが、いろいろ聞いてみますと、なかなか役場に来て、あそこに入れるのもなかなか入れにくいといえますか、抵抗を感じる部分もあるようにも聞きます。そういうことであれば、やはり町民の皆さんから十分なる御意見を頂戴して、それを行政に反映させたいという意向のもとに進めるとするならば、もっと意見を伝えやすいような状況をこちらから提供すべきじゃないだろうかという思いでおります。そういう意味合いからいいますと、例えば、各地区の公民館あたりにそういうものを設置すれば、その地区の方々がい

ろんなことを感じられ、こういうことはどうかという提案事項とかある場合には、すぐ近くのその場所に行って投函すれば、それが役場のほうに回収されて、全体的にどういうふうかということで判断をされるものになるということであれば、全体的な意見を聞くということにもつながっていくかと思しますので、各地区にそういうものを設置することについてはどうかということでお尋ねをしております。

以上5点、よろしくお願いたします。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、町のマスコットキャラクターはどうなったのか、質問要旨、タウンプロモーション構想の中で検討することだったが、最終的にどうするのかについて答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の1、町のマスコットキャラクターはどうなったのか、要旨1、タウンプロモーション構想の中で検討することだったが、最終的にどうするのかについての答弁をいたしたいと思えます。

議員の総括質疑の中で御指摘のとおり、魅力発信拠点づくり事業の中で町内外の関係者、専門家を集めたふるさと振興会議を定期的を開催しておりまして、これまで上峰町の風土や文化などを体現し、なおかつ、町の人気の向上と物販、観光等における効果が期待できるシンボルなどを設定すべく作業を進めてきている状況でございます。議員のほうはマスコットキャラクターという言葉を用いられておりますが、最終的にそういったマスコットキャラクターをつくるにしても、まずはこういった題材を使うのかということところが先に来ると思いましたので、何をシンボルにするかという、そういった観点でこれまで検討を進めてきております。

それで、具体的にはこれまで会議におけるワークショップやモニターツアーの参加者へのアンケート調査、またことしに入ってからインターネットや対面形式による福岡市及びその近郊、また久留米地域、それから佐賀市などの近隣都市在住者への本格的なアンケート調査を実施しており、現在その結果の分析、考察を進めているところでございます。これらの調査結果の分析等が終われば、町外の方々の本町に対するイメージ、期待する事柄や役割が明確になると考えておりまして、最終的にはそうしたものと合致する町内の観光資源等の要素を選択、抽出して組み合わせる形で、例えば、上峰町といえばマルマルのような形でシンボルの設定が可能になると考えております。

なお、これに先行いたしまして、あすからでございますが、今月23日から26日まで東京都の品川区の高級スーパーで上峰町フェアを開催することにしております。それから、来月の26日には鎮西山でトレイルランニング大会を開催するようにはしておりますが、その2つのイベントにつきましては、食品バイヤーやスポーツ関係者等の専門家の意見に基づきまして、

既にこれについては町木であるツバキをモチーフにしたマークや大会名を用いることで決定をしております。したがって、このような食品ですとか、あるいは鎮西山というものに関しては基本的にツバキをシンボルとして活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

当面の事業実施の場合にはツバキのマークをモチーフにしたことで取り組んでいくということ、それももちろん結構であります。このことについては、たしか子ども議会のときに提案されたのは、上峰の特産のアスパラを利用して、多分カミパラか何かという名前かどうかというふうな提案もあったかと思えます。子供たちも各地区、各市町がマスコットキャラをつくって一生懸命売り出すというか、やっている、その代表的なものはくまモンですよね。だから、あそこまでならにしても、やはり上峰を売り出すためには、いろいろありましようが、やはり必要なものの一つだとは思っております。ですから、先ほど申しましたてんりゅうくんについては、これまで米多浮立の関係から発展して文化財関係のやつには使ってこられております。ですから、私は、あれはまだ正式に町のキャラということでは決まっておられませんもんですから、今後、それを決定するまでにはその選択肢の一つとしてそれも組み込んだ上で検討されても、それは当然いいものだと思っております。ただしかし、先ほど言いますように、米多浮立保存会のほうからは浮立のマスコットとしてというふうな要望もあるもんですから、なれば、やはりもう一つ別にしたいんじゃないかなという感じがしておりますもんですから、どうでしょうかという話をしております。

今少し前に進んでもらっているようにも思いますので、できるならば、新年度に向けてそれらをまた検討してもらって、公募をされてでも早目に設定をしてもらえればいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

もともと保存会がつくられたてんりゅうくと違いまして、町のマスコットキャラクター、やっぱりどのように町をPRしていくかということは、議員おっしゃるように、大切なことだと思いますけれども、今、マスコットキャラクターを2匹目、3匹目のドジョウじゃあるまいし、つくってみて、それが注目をされながら町のPRに直接的につながるかということを考えますと、状況はもっと複雑化していて、より先鋭的な取り組みが必要じゃないかというふうに思います。つまりは、芸能人の方々がよくステマって言いながら、いろいろ商品をPRされている時代ももう過ぎているようでありますし、最近ではバズるという言葉がはやっておりますが、ツイッターやフォロワーが50万人以上いらっしゃる方々に対して企業がPRをどんどんつぶやいていただいて広がり、ニュース等に拡散するような流れに最近はなっているようです。その方々たちの意見を聞きながら、どのように上峰町の特産品、メニューの中でマスコットをつくることができるかという視点と、もちろん町内から町民の皆

様方の御意見を聞きながら構築する視点と2つ持ちながら、このマスコット、どうせやるならつくるべきじゃないかというふうに思っておりますので、タウンプロモーション構想、協会と称しましたけれども、そうしたものができ上がった後にそういう取り組みの中でマスコットの作成についても計画していくべきじゃないかと私は個人的に思っております。

**○8番（大川隆城君）**

今、町長から答弁いただきましたが、もちろんいいんですよ。先ほど私が公募してでもという話をしましたけれども、それはまた方法の一つであって、それに加えて、今、町長から言われたようなことも加味して検討されること、それは結構なことです。ですから、いろんな方法もありましょうから、その辺も含めて検討をされて、できれば早い時期に決められたが、これからますます今言う全国の皆さんから上峰においでいただくということについては、そういうことも発信しながらやった方がいいんじゃないかという思いがあるものですから、ぜひ検討していただき、早目に設定してもらえればと思っております。

以上でございます。

**○議長（寺崎太彦君）**

質問事項2、人事評価制度の進捗状況について、質問要旨、これまで実施に向けて研修を重ねられてきているが今後の運用について答弁を求めます。

**○総務課長（江崎文男君）**

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員の人事評価制度の進捗状況について、これまでの実施に向けて研修を重ねられてきているが今後の運用についてということで答弁申し上げます。

お手元に平成27年度及び平成28年度に行ってまいりました経過内容を資料として提出しております。平成27年度におきましては、人事評価制度の全職員に対する研修会及び人事評価制度の試行を行っております。また、この人事評価制度を構築するため、職員で構成する上峰町人事評価制度検討委員会を設置いたしまして、平成28年6月までに6回の委員会を重ね、上峰町人事評価制度マニュアルを作成しました。

28年度につきましては、引き続き全職員に対する研修会、ほか管理職を対象とします評価者研修及び面談研修等も行っております。10月1日から評価の実施につきましては行っているところでございます。全職員が目標設定を行い、課長の面談を経て目標設定という形で確定しております。

今後、3月31日の業務評価までの間、委託業者によります評価ヘルプデスクを受けながら業務評価を行ってまいります。要するに3月と9月の半年ごとに業務等の評価を行い、年1回の能力・態度評価等をしていく計画であります。

今回導入いたしました人事評価制度につきましては、求める職員像を実現するため、職員一人一人の現状を知り、強み、弱みを分析していく具体的な仕組みとして人材育成の人事

評価制度にしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま課長からことしの3月、28年度いっぱいには研修を重ねていくということでありましたが、実施するのは29年4月、新年度からやるということですね。（発言する者あり）違いますか。じゃ、いつごろから具体的にこれを始めるか。そして、始めるときにやり方というか、システムというか、その辺がどういうふうか、ちょっとお知らせください。

#### ○総務課長（江崎文男君）

この業務評価につきましては、開始日を10月1日からとしております。よって、28年10月1日からこの評価制度を進めているところでございます。その10月1日からの評価制度につきまして簡単にスケジュールを御紹介申し上げます。

10月の目標設定の前段といたしまして、各個人のまず目標設定を設定いたしております。その目標設定につきましては、第1次評価者の面談等によって決定をされているところでございます。その目標設定につきましては、まずは各課の目標設定、それに伴って個人の目標設定というようなことでの設定方式になります。10月から目標設定に従いまして推進していくわけでございますけれども、今の時点でいきますと、3月末には評価という形になりますので、今現在、個人の評価を行っているところでございます。その評価につきまして、再度1次評価者との面談等において、その評価に対しての最終的な評価がいいのか、そういうことにつきましては1次評価者と各個人との面談によって決まっております。その後、1次評価者についての評価を2次評価者が行っていくということで、最終的に3月末には業務評価の評価が出てくるわけでございます。引き続きまして、4月1日より次の9月末までの同じような形で目標設定をいたしまして、また目標設定の決定、それとことしの9月末までには同じような形で、今度は業務評価と能力・態度評価ということで評価をしていくわけでございます。簡単に言いますと、まず10月から3月までの半年間の業務評価、それと4月から9月までの業務評価と1年分の能力と態度評価というような形で、年2回のスタンスで評価をしていくようなものでございます。よろしく願いいたします。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま、もう既に10月から実施をされているということ、それは私の認識不足でありました。

それで、年2回、まず最初の半年で業務評価をされ、あとの半年で1年分を総合して能力・態度評価をやられているということではありますが、そこの中に評価の対象としましては、もちろん庁舎内の上司の方が評価をするわけですが、その評価の内容につきましては、一般の方々、町民の方々のいろんな評価というか、御意見というか、やはり中にはあの職員さんとはということも聞かないわけじゃないんですね。それらも十分加味して評価をされるもの

かどうか、その辺ちょっとお願いします。

**○総務課長（江崎文男君）**

今回の人事評価につきましては、基本、業績、能力、態度というようなことでの評価になっております。先ほど議員申し上げられましたように、町民からの意見等があったときにはということで質問がありましたけれども、基本、町民からの意見等による人柄とか性格とか価値観とか、そういうものにつきましては今回の人事評価のほうでは一切対象外ということになっております。あくまでも1次面談者及び2次面談者の中の評価ということになっておりますので、その内容につきましては、先ほど言いましたあくまでも業績、能力、態度というようなことでの評価者による評価ということになっております。

**○8番（大川隆城君）**

今、聞きようによっては、庁舎内だけの評価というふうに聞こえたわけですが、やはりいつも話に出るときは、役場の職員さん、公務員は住民の公僕だということで一生懸命働いていただいているということでもありますけれども、その主体である住民の皆さんからの評価というか、御意見がいろいろあったとするなら、それもやはり加味していくべきじゃなかろうかと思いますが、いま一度聞きます。いかがでしょうか。

**○総務課長（江崎文男君）**

先ほどの議員さんの住民からの意見等についての評価というような御質問でしたけれども、住民からのいろいろな意見等をその評価者、通常でいう課長に情報が入るといたしても、その情報については評価者の考え方でどう組み込まれるかというのは、その評価者の考え方と思うんですけれども、あくまでも評価者の先ほど言いました考え方、一緒に仕事をする中で業績、能力、態度の3部門での評価ということでございます。

**○8番（大川隆城君）**

あくまでも評価者の対応でということではありますが、じゃ、その評価をされる方が一般の皆さんの声も十分参酌してといいますか、聞かれて、そしてそれを反映させてということはその評価者の対応の範囲の中でできるということですね。そこをできないとかなんとかという規制じゃなくて、評価者のあくまでも評価する視点の中に一般の方の声も含めて評価するということについては何ら問題ないということですね。いかがでしょうか。

**○総務課長（江崎文男君）**

先ほどの御質問ですけれども、町民からの意見等、またはそういうふうな情報等につきましては、基本的にそれを盛り込んだところでの評価は、今回の評価の対象外ということで、あくまでも1次評価者の一緒に仕事をする中で被評価者との面談及び日ごろのそういうふうな通常の面談の中にも、初めの面談と途中の面談、中間面談というんですけれども、そういうふうな面談、それと最終面談と、大体3部門ぐらい面談がされているかと思いますが。そのような面談の中、もしくは通常の管理職さんの職員に対する目の配り方で、通常どういうふ

うな目標に対して実績が上がっているのかというようなことですので、あくまでも目標に対しての実績が主になってきますので、先ほどの町民さんからの意見等についての、それを加味したところでの今回の評価は対象外ということではと考えております。

#### ○8番（大川隆城君）

今の課長の答弁では、今回は対象外ということですが、じゃ将来的にはそれも加味していくようになるというふうにとめておいていいですかね。

とにかく今の職場で評価するといっても、本当もうこういう言い方は失礼な話ですけども、やっぱり最終的には住民の皆さん方に対してのお返しといたしますか、奉仕をすることが大前提でありますものですから、そういう皆さんの声も十分受けとめてしていくことがやっぱり大事だろうと思います。ですから、第1段階では、今、課長が言われるようなことではしょうけれども、これがだんだん進んでいく中では当然そういうことも含まれていくだろうというふうには私は思っております。これに加えて、前回は申し上げたかもしれませんが、これまでは大体年功序列が主体的なことでありましたが、今後は能力主義でということでは答弁をいただいたこともありました。やはりその辺になりますと、一生懸命頑張っている者の評価をきちんとしてもらって対応してもらうことは当然大事なことで、大切なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

ここに私が28年3月にこの件について質問したときに、当時の総務課長から答弁いただいたことをちょっと読み上げてみますと、職務上の行動や仕事の成果など事実をもとに評価をします公正性、評価する前に評価される項目や評価基準を公開する透明性、上司と部下の信頼関係を構築する納得性、人事評価の内容や結果について評価者である管理職と職員が日常の場面や面談で双方納得を得るよう意思疎通を図る信頼性を求めて、この評価制度をやるとのこと。先ほども言いましたように、その目的としましては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、ということでは、言いかえれば、この上峰がこれから先ますますいい町となるように発展していくために、それぞれがお互いに切磋琢磨をして能力を発揮して頑張っていこうということでのことだと思っておりますので、それを期待して、この項は終わります。よろしく願いをしておきます。

#### ○総務課長（江崎文男君）

さきの大川議員さんのほうからの御質問の中で、私の言い方がまずかったかと思っておりますけれども、今後というお言葉がありましたけれども、今後についてもこの評価の内容につきましては、あくまでも国の法改正による内容でございます。また、それに伴って私たちの人事評価制度のマニュアルというものができておりますので、今後についても私の考え方としては、町民からの意見、そのようなことでの人事評価にはならないかと思っております。

#### ○8番（大川隆城君）

先ほどは終わりますと言いましたけど、もうちょっとお願いします。

今、課長があくまでもという話をされましたが、やはりマニュアルはありますでしょう。マニュアルに沿ってせんといかんということはわかります。ただ、応用をきかすという部分がありますよね、何のマニュアルだって。だから、私は、マニュアルは当然ありましょけれども、その応用の範囲で取り入れていくべきじゃなかろうかということでお伝えをしました。ですから、その辺は今があくまでもマニュアルどおりと言われれば、それで進めてもらってもいいですけども、応用というのがありますけんが、その辺うまいぐあいに対応してもらいたいと思います。

以上です。

**○議長（寺崎太彦君）**

答弁は要りませんでしょうか。（「いいです。次お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

質問事項3、農産物の複合栽培推進について、質問要旨、フォアス整備後の圃場における複合栽培の推進をどのように計画し取り組むのかについて答弁を求めます。

**○産業課長（小野清人君）**

大川議員からの農産物の複合栽培推進についてという御質問でございます。

フォアス事業は農業体質強化基盤整備促進事業などで、平成24年から3カ年かけて、総面積約415ヘクタールに三養基西部土地改良区において施行されました。一部町が施行している分もありますが、そういうことになっております。

このフォアスは、圃場全面の地下水を一定に調整できるもので、水稻の低コスト化、麦類、大豆では高品質、安定生産を求めることができます。しかし、この米、麦、大豆だけでなく、高収益が望める野菜類の導入が望まれるところです。この導入については、JA、農業改良普及センターなどと連携、協議をしながら進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

ちなみに、申しわけありません、私がちょっと忘れまして。今まで行われておりました減反政策ですね、あれが廃止になるというのは新年度からだったですかね、ごめんなさい、その辺ちょっと教えてください。

**○産業課長（小野清人君）**

減反政策というふうな御質問でございますが、国からの生産調整は平成29年度産米まででございます。ことし産米、ですから平成30年にはありません、生産調整は。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

今までは生産調整、減反政策によって転作品目が裏作の麦とかいろいろ対象品目が決められて、補助金が出ていましたよね。それが農家の収入になってきたことは事実だと思います。

ただ、それが30年度からなくなる。ということは、そのまんまだったら農家の収入が減ることは間違いないですね。ですから、今言うフォアスをして地下水を調節して、米、麦以外にもいろんなやつができますということでありますから、じゃ早く計画的に取り組むべきじゃなからうかという思いをするわけです。

これも皆さん御案内かと思いますが、みやき町に今度漬け物会社が進出されるということで、そこが相当量の材料となる野菜を欲しいというふうな意向も示されておって、その原料となる野菜を求めるためにはみやき町に限らず、地域の皆さん方に求めていくというふうなコメントも出されておったように思います。そういうことになりますと、それらに対応して、例えば、相手さんが求める野菜を契約栽培とかいうことも当然出てきましようし、また、今現在はラッシュファームがグリーンレタス、サニーレタスを専門的に結構広域につくっておられるようであります。そういうことで、一部はできてますけれども、やはり民間の方、民間活力導入はもちろんですけれども、ラッシュファームがされてあるのに全部任せるというわけにもいかんでしょうから、やはり町としてもその辺のことをきちんと対応して農家収益を上げるということで取り組まれる必要があると思います。一時期、県のほうからだったと思いますが、複合経営による農家収入を上げるということで園芸作物の導入をという話もあった時期がございました。ただ、園芸作物というと、施設をまたつくってということで、なかなか設備投資も結構要りましようし、その辺でうまいぐあいいかなかった経緯もありますけれども、それらを反省して、今言うフォアスを整備して、そこで露地栽培でも十分できるというようなことで方向性を示してされたものだと思いますから、何遍も言いますように、計画を立てて複合栽培をどんどん進めるということがぜひ喫緊の課題になるんじゃないかと思いますが、いま一度いかがでしょうか。

#### ○産業課長（小野清人君）

大川議員からの御質問でございますが、まずもって先ほど申しあげました生産調整は今年度までです。ですが、議員言われる、昔の言葉で済みません、今ちょっと言葉が出ませんが、転作奨励金については残ります。ということでお答えしておきたいと思います。

また、先ほど議員のほうからみやき町のほうに漬け物工場ができるというふうなことが新聞記事に載っておりましたが、JAのカット野菜工場がみやき町のほうにでき上がるということで、これはタマネギをされるということでございます。そういったことで、先ほどの新聞に載っている漬け物工場は白菜というふう聞いております。そういったところで、市場の動向についてはJA等が把握されていると思いますので、JAと協議をしながら、そういった指導を農家のほうに、こういったニーズがあるからどうだろうかということもJAのほうからも強く推進していただきたいというふうに考えております。

また、園芸作物の導入については、議員言われるとおり、初期投資がかなり高いということで、初期投資が高くない油とか、そういうものを使わないアスパラガスが当町でははやっ

ているというふうな現状になっております。ここ数年、雪害でアスパラのハウスが壊れるというふうなこともございましたが、そういったことについても県、町連携しまして補助金等を出しておりますので、そういったところで頑張っただけであればというふうに考えております。繰り返しになりますが、近隣町でそういった加工場ができ上がりますので、そういったところはJ Aとも普及所とも協議しながら推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

さっきの転作奨励金のことについては認識不足で申しわけありませんでした。

いろいろ農協ともタイアップといいますか、協議をしながら進めるという中で、今、これはどこの市町でも一緒だと思いますが、就農者をふやそうということで就農奨励金を出してということも一生懸命取り組んでおられますよね。そういうことで、就農者がふえることも大変いいことです。ただ、なかなか簡単にはいかない。やはり時間もかかればお金もかかるというようなことで、当町においてもなかなか計画どおりには進んでいないのが現状であります。先ほどちょっと触れられましたが、いろんな栽培の実施とかなんとかについても、確かに補助金ありますでしょう。ただ、補助金だけでは間に合わない部分も出てくることも考えられます。そうすると、言うまでもなく農業関係の制度資金いろいろありますよね。例えば、近代化資金、これは事業費の8割以内ということ、それから今度は経営体育成強化資金、これも8割というようなことでありますが、その反面、今度は農業改良資金、無利子融資というようなこと、それから青年等就農資金も無利子というふうなことで、制度資金も幾つも準備されて、今言う就農関係にも適用されようし、今されている農業者の方についてもさらに例えば規模拡大、例えば複合経営に移る場合には、こういうことでできるというのがありますから、これらも大いにPRをして利用をしてもらうように進めながら、ぜひ今言う計画的な栽培というようなことにも取り組んでいってほしいと思いますので、いま一度答弁をいただいて、この項は終わりたいと思います。

#### ○産業課長（小野清人君）

大川議員からの御提案でございました。私どももそういった資金、補助金等は把握しておるつもりでございますので、農業者の方々が産業課のほうにお見えになって、まず御相談されることと思います。こういった資金があるよということは広報誌等も通じてPRをしていきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項4番目の小・中学校給食無料化について、質問要旨、小・中学生の保護者の大多数の方が望んでおられると思うし、それまでに整理、あるいは整備すべきはしてほしいと思うがどうかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川隆城議員の質問事項4、小・中学校給食無料化についての要旨1、小・中学生の保護者の大多数の方が望んでおられると思うし、それまでに整理、あるいは整備すべきはしてほしいと思うがどうかという御質問にお答えをいたします。

小・中学校の保護者の大多数の方が望んでおられると思うと御質問をいただきました。私も子育て支援として準要保護児童・生徒援助費補助金の御案内をしまいましたが、さらなる支援策や定住促進の施策として学校給食費を補助することが皆さんの望みに応えることと思います。

お尋ねいただきました財源につきましても、毎年42,000千円の支出につきましても、一般財源を充てるのが可能との分析でございます。

次に、給食費につきましても、教育長が答弁しましたとおりでございますが、また御案内しましたとおり、現在納めていただけない方には督促状を送り、債権の確認と納付計画書を提出いただくように通知をしておるところでございます。

最後に、通告いただきました学校給食費補助金交付要綱の整理につきましてでございます。こちらは予算特別委員会において制度設計、対象者、手続などについて御案内するとともに、補助金交付要綱についてお示しし、御審議いただきました。よろしく願いをいたします。

○8番（大川隆城君）

ただいま吉田事務局長のほうから全般的なことで説明をいただきましたけれども、やはりこれは予算が当然伴うものでありますし、その関係については為政者である町長がどういうふうに考えて、このことに取り組むかということをごひまた確認の意味でお聞きしたいと思うので、よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

今お尋ねですが、これは教育委員会の所掌の範囲というふうに考えますが、きのうの話を

聞いていまして、説明が不足している点もありますし、実際遅滞が見られた点に正直にお答えが全てされているところではないような気もして聞いておりました。

まず、私会計の議論でありますけれども、私会計は私会計でこれまで19年度から来ているということだけをお伝えされているわけですが、通帳の名義が教育長名義で、そこに徴収がされている以上、私会計ではないのではないかという議論であったり、あるいは教育長名義である以上は主体的に徴収業務を行っている現状もあるから、私会計ではなく公会計として位置づけて、この予算書上に反映すべきではないかという議論も当然起こり得るものと思います。ちょっと私なりに調べてみましたが、私会計を採用することは、学校の法律の中で公会計、私会計いずれの解釈も可能で、私会計を採用することは裁量の範囲内ということになっているようであります。この件で係争もございまして、判例番号はL-06950023ですが、事件番号、横浜地方裁判所で平成26年1月30日の、結構新しい判例でありますけれども、公立小学校の勤務の教員である原告が校長から保護者が負担する学校給食費の徴収管理業務の担当を命ぜられた。この業務命令は違法と主張し、国賠法に基づく慰謝料請求をした事案であります。結論からいいますと、原告の請求は棄却されるということで、訴訟費用は原告負担ということでございました。裁判所は学校教育法は私会計、公会計の具体的な会計制度の定めをしておらず、公会計、私会計いずれの解釈も可能で、私会計を採用することは裁量の範囲内ということで違法とは言えないということでございます。

本町に置きかえてこれを考えてみますと、19年度から慣例的に私会計という位置づけで来ていたということで、26年までは、きのうは滞納はないと聞いていましたが、私がきょう報告を聞いたら滞納は数件あったということでございますが、27、28に滞納が結構ふえてきているのは、この27、28年の決算書について、ちゃんと報告をせずに、あるいは報告をしないだけでなく、徴収も学校のほうに代議員を通じて滞納分の徴収をお願いしてこなかったということから生まれているのではないかというふうに思います。その点については、昨日、教育長が申されましたように、体調の不良もあり、あと職員のマンパワーが、今業務がいっぱいではなかなか振れない分だけ自分で抱え込んだということなのかなというふうに思うところです。よって、体調不良が回復する見込みが、めどがつき次第といいますか、今現在、原因を教育委員会の方々に、私も教育委員の方にも求めていきながら、そうした事案でございますので、この2年間の放置された業務を早急に解消すべく小学校長に働きかけていく必要があるんじゃないかと、その際はかつてのやり方に戻すという視点がまず一つ大事かなというふうに思います。先日、PTA総会で懇親会に参加しましたが、一木校長先生は私会計の中でもこういうふうにお手伝いを学校のほうでしていただいているということは大変ありがたいことだと、学校長会の中でも誇って言うておりますというふうに言われておりましたので、ただ、滞納者の分の情報が上がってきていないということが問題であれば、その分については学校長をお願いしていく方向性で教育委員会のほうに動いていただくように私から

は指示をしていきたいというふうに思っております。

大川議員の御質問の中にございましたチルドレンファースト、子どもたちの給食がこうした問題で取り上げられて、ちょっとネガティブなイメージになってしまうのは残念でありますけれども、専らこの滞納については文科省が把握、所掌されている中では数%滞納が実際あるわけではありますが、本町はこれまで26年まで比較的高い徴収率を誇っていたというような関係に戻す余地は十分あるんじゃないかなというふうに思います。教育長が不在でありますけれども、こうした面をしっかりとフォローアップしていただくように、私もちょっと積極的に前のめりに指示をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま町長から滞納関係について答弁いただきました。やはりするべきことはしなくちゃならない、当然のことです。ですから、今おっしゃいましたように、今後早急に資料といいますか、教育委員会の皆さん方も含めて協力して事に当たってもらうようお願いをすることです。この議会が終わったら早速やってもらうと思っておりますが、そういうことですね。その辺もう一回お願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

個人情報法律を少し私この給食の中で考えなきゃいけない部分があるんじゃないかなという視点を一つ持っております。私会計という部分につきましては裁量の範囲内、裁量の範囲内であるが以上、私会計ではないのではないか、私会計でない理由がこうではないかと言われても、やはり私会計だという教育委員会の判断がある以上は私会計だというような流れの中にあるというふうに思っておりますが、1点だけ、校長さんが徴収業務を職員にさせるのではなく、代議員さんをお願いするところに個人情報の観点で少々問題があるのではないかなということがもしあれば、そこはちょっと十分にしんしゃくしながら取り組まなきゃいけない部分ではなかならうかと思っておりますので、皆さんが求められるスピード感でできるかどうかわかりませんが、私自身もその部分については弁護士、また法律相談所に行きながら御意見を賜りたいというふうに考えております。

**○8番（大川隆城君）**

今言われたとおり、やはりきちんと調べるべきは調べながら当たるということは当然であります。ですから、とにかくそういういろんな問題がないような形で事に当たっていただきたいということでもあります。

それと、最初に言いました財政的なことがしきりとまだまだ心配だというお声も聞くわけですけれども、その辺についてもいま一度町長からお伺いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

給食費無料化の財源ということの御質疑でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

無料化につきましては、これ重ね重ね申し上げておりますが、貯金積み立てを崩すような財源の使い方ではなく、単年度収支で赤字になるような流れにするのではなく、行政活動は3分類されると思いますが、財務活動の部分を見ただけでも随分償還ピーク時よりも弾力性が増していると、サービスに拡充できる余地ができるということをお願いしております。すなわち、その中で42,000千円の財源を見出していきながら、子どもたちに学校給食を無償で提供していきたいという思いでございます。こういう答弁でよろしいですか。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

とにかく今町長から答弁いただいた中では、財源的にも大丈夫だということと、それからこれまで問題となってきた滞納関係についてもきちんとした対応をし、それを無理するとか何とかじゃないと、きちんとするべきはやって、そして取り組むということでの答弁をいただきました。これまでの同僚議員の質問の中にも、滞納問題は滞納問題、無料化は無料化として割り切って考えるというふうな話も一部分発言があったような気もいたします。ですから、何遍も言いますように、やはりきちんとするべきをしておけば、いろいろ皆さんが心配されることはなかったんじゃないかなと思います。ですから、その辺については、今、町長が取り組む姿勢を示していただきました。だから、それに伴って、何遍も言いますけれども、教育委員会の皆さんも、担当課のほうも十分受けとめていただいて、ぜひ、これまたなるべく早くそのことも解決するようにしてもらいたいと思います。先ほどは町長から答弁いただきましたが、担当課としても一言この件についていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま町長のほうからも御指示いただきましたように、努めて学校と連携をとっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○8番（大川隆城君）

この件につきましては、何遍も出ておりますけれども、やはり子供は町の宝ということで皆さんが、先ほども言いましたように、執行部の皆さんもそう、私たちもそう、とにかく子供たちを立派に成長するようにバックアップをしたいという気持ちは皆さん一緒だと思います。ですから、今回こういうことで給食費を無料にすれば、保護者の皆さんの負担が減る、その分を例えば教育の充実に向けるとか、いろんな面で活用していただき、そういうことで子供たちはなお健全に育ってくればということで提案されたものと思います。

それと同時に、今度はそういうふうな子育て支援、これはどの市町も一生懸命取り組んでいるわけですが、やはり我が町は我が町としての子育て支援に一生懸命に取り組んで

いる一環としてさらに他の市町よりも一歩先に出てやりたいということで取り組んでおられるわけであります。その辺はやはり先ほどの問題解決についてもある程度先の見通しを示していただいたということもあるわけですので、これはぜひ皆さん方、賢明なる御判断いただいて、ぜひ一緒になって子供の健全育成の一環として捉えて前に進めてもらいたいと思います。

以上です。

**○町長（武廣勇平君）**

補足をさせていただいて、先ほど大川議員が御質問いただきましたことに加えまして、やはり私会計という部分を崩さず、学校長通帳をつくるというところで徴収をするためには、保護者さん、代議員の方々に滞納分の徴収ができるかどうか、個人情報保護法を調べた上で、それができないとなれば、そういう徴収吏員的なものを学校の中に配置する等の検討も必要ではないかというふうに思っております。そのような配置がなされる必要性を今から早急に取りかかり、どのような私会計のあり方で進めるべきかというところをちゃんと整えた上で27、28についての収支決算につきましては、これまでずっと長らくつくってきた出納帳みたいな、決算書といいますか、出納帳みたいなものができ上がっているようでございますので、それについて全てが整って、皆様に御説明ができる時点で御披瀝をさせていただきたいというふうに考えております。できるだけ早く取り組んでまいります。

以上です。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

次へ進みます。

質問事項5、各地区に（仮称）意見箱の設置はどうか、質問要旨、現在役場に1カ所設置されているがより広く意見を聞くために意見箱を設置してはどうかについて答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

今、議員が御紹介いただきましたように、町内に1カ所、役場の正面に意見箱が設置されているものと思います。議員の御質疑の中身は、意見箱を多数ふやすということでありませうけれども、その意味は投書箱で伝えにくい、投書箱には近づきにくい、投書箱に投書する際に周りの目が気になる等の御懸念があつて、各地区の公民館等に投書箱を配置すべきということでの御提案だというふうに理解をしております。

同じような状況が各公民館でも出ないんだろうかというふうに思うんですね、一つ。公民館の投書箱に近づきにくい、公民館の投書箱に投書している姿を誰かに見られたくないと、そういう意味では投書箱以外にそういう投書ができる、あるいは意見が言える環境をつくっていないかと言えば、メール等で御意見を賜れる場はあります。しかしながら、今度はICT、ITにリテラシーが追いついていないと言われる高齢者の方々にとっては、環境が閉ざされているわけでありまして、だからこそ光ボックスを普及させて、誰も見ていないと

ころで自宅のテレビでアンケート、御意見等が言える環境をコンテンツとしてつくっていき  
たいというふうを考えておるところでございます。その上で、この光ボックスの普及率が問  
題になると思います。これにつきましては、なかなか今年度広がりが見られていない状況で  
ございますので、引き続きNTTさんと連携しながら、何か大きな仕掛けをする必要がある  
というふうに考えておりました、今現在、まだここでそれを拡大していくような妙案がある  
わけではございませんけれども、これを広げていくことで意見を広く聴取する媒体に変えて  
いきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○8番（大川隆城君）

確かに今はパソコンを使ってというのが随分と進んでおります。ただし、皆さんがパソコ  
ン、あるいはスマートフォンを使えるかといったら、まだ年配の方、使える人もおんなさる  
けれども、使えない方もいっぱいおられるわけですよ。ですから、今現在ある投書箱も御  
意見を聞くためにということで設置された、ただ、役場にはいつも、当直室にいつもおんな  
なるわけですよ。それは本人の受けとめだけかもしれないけど、やはり見られているというふ  
うな感じをよくすると。と同時に、今度は例えば鳥越の人がそういうことをしたいと思っ  
ても、距離的にも遠いし、なかなかできないという話。それと、今度はいろんな役についてお  
られる方は、定期的、不定期的に町長さんを交えての会議とかいろいろあるもんだから、接  
する機会もないわけじゃない。しかし、それ以外の方がなかなか町長とお会いして話をする  
なりなんなりがチャンスがないというか、そういう機会がない。だから、自分の意見を伝え  
たいけれども、伝えられないというふうな思いがあるから、意見を文書化して届けたいとい  
うふうな話も聞くわけですよ。そうした場合に、やっぱり役場に来るよりか地元の公民館  
なり、公民館と限定するわけじゃありません。どこかにそういうのがあれば、ここに来るよ  
りかは気軽にお届けできるのになという話も聞くことがあったもんですから、今回提案をし  
たような次第であります。確かに今言うパソコン、スマホの媒体を使って、光ボックスを  
使ってできます。ただ、おっとどっこい、まだこれが完全じゃないもんですから、それが皆  
さんが自由に利用できて、それを使って自由にやりとりとかできるようになれば、もう廃止  
してもいいかと思えますけれども、今現在は中途な状況の中でそういう意見もあるもんです  
から、できれば各地区にそういうのを設置すれば、いろんな御意見が聞かれる、やっぱり皆  
さんの御意見を十分にお聞かせいただいて、行政推進をやりたいということは、町長の気持  
ちでもあることは間違いないはずですから、そういう意味からすると、そういう手だても、  
さっきも言いましたように、待つとくだけじゃのうして、こっちからどうですかという提供  
するとか、御意見をいただけるような手だてを、しやすくなるような手だてをやるとい  
うことも必要じゃないかと思うもんですから、今回提案をしたような次第であります、い  
かがでございましょう。

#### ○町長（武廣勇平君）

ただいま8番大川議員が御提案いただきました皆さんの意見をしっかり聞きながら行政推進をやるということを考えるがために、まずは光ボックスを普及させることのために全力を注力して、その普及の後にさらに光ボックスインターネット世代に、インターネットを引いていない世帯もごございますから、意見箱の設置を検討していきたいと思います。意見箱の設置を検討することで光ボックスの普及がされないということは、私は逆に言うと、さまざまな行政需要、行政のサービスを光ボックスでやっていきたいというふうに思っていますので、まずこの光ボックスの普及を推進するために、力を注いだ後に意見箱については検討していきたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○8番（大川隆城君）**

とにかく私が言いたいのは、要するに町長の希望でもあります町民の皆さんの意見を十分にお聞かせいただいて、それをきちんとかみ砕いて、そして今言う皆さんのニーズはどこにあるかというようなことをきちんと捉えながら、行政推進をしていただくために広く意見を求めるべきじゃないかということを言いたいがためのことであります。ですから、先ほど言われましたように、今言う光ボックスの普及、もちろん大事です。そして加えて、前後するにしても、とにかく何をやったにしたって、皆さんの意見を十分聞くためにということであれば、少々これがおくれてもそれは全然構わんと思います。とにかく若い人から年配の方まで皆さんの御意見を十分お聞かせいただくような手だてを今後していただきたいということをお願いして、この項は終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

答弁はよろしいですか。（「できれば、もう一回お願いします」と呼ぶ者あり）

**○町長（武廣勇平君）**

メリットとしてもより限定された地域で、より限定された御意見、特定されやすくなるのではという懸念はもちろん地域の投書された方はおありになるでしょうし、域外の公民館に行かれて投書されるパターンも出てくるだろうと思いますし、出方はいろいろあると思いますけれども、いろいろ幅広い御意見が聞けるいいツールだなというふうに思っております。この意見箱については設置はいつでもできるというふうに考えますが、まず光ボックスをしっかりと普及させていくことの後に、この意見箱についてはいつでもできることでございますので、幅広く意見を取り入れるために優先度が高いのは光ボックスであると思います。なぜかといいますと、誰からにも見られることなく、どなたも意識することなく、周りの目を気にせず投書ができるという意味では、まずこちらを優先させていただいて、その後いつでもこの意見箱については設置ができますので、その時点で普及が見られた時点で検討していきたいというふうに思っております。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、8番大川隆城議員の一般質問を終了いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征議員、お願いいたします。

#### ○4番（碓 勝征君）

皆さんこんにちは。4番碓勝征でございます。通告に従いまして、質問をしてみたいと思います。

まず、財政状況ということで、平成28年度の決算見込みを踏まえた上での町債（借金）の現在高をお願いしたいと思います。

2番目に、同じく28年度決算見込みということでの基金の残高ということで、資料をいただいておりますので、資料の説明をいただきながら質問をしてみたいというふうに思います。

次に、公園の維持管理ということでございます。

1つ目に、町内公園は町内に何カ所もあるかと思えます。それらのいわゆる和式トイレの改良計画ということでお伺いしてみたいと思います。住民の皆さんが非常に不便を来しておるといふような声も聞いてまいっておりますので、そこら付近でお尋ねをしてみたいというふうに思います。

次に、中央公園の管理用具は適正に活用されているのかということでございますけれども、これは働く現場の方からの声を受けましたのでお伺いをしてみたいというふうに思います。

次に、イノシシ対策ということで、先日、同僚議員のほうからも御質問が出ておまして、担当課長のほうからも答弁いただいておりますけれども、1月16日にイノシシが出没をしまして、真っ昼間に出没したということで、非常に危険があるということで、町民の声もありますし、私自身もこの古墳公園の奉仕団の一員としてのかかわりもございますので、そこら付近でお尋ねをしてみたいというふうに思います。

次に、道路等の維持管理の面でございますけれども、1つ目に、井手口団地2号線、いわゆる中の尾団地でございますけれども、強い雨が降ったときに降水量が非常に多いときに、国道からの流れが非常に強いということで、宅地内に浸水するというので、町道から団地のほうに流れ込み、非常に長年迷惑しているということでの強い要望がございますので、そこら付近の担当課長としての考え方なり等をお伺いしてみたいというふうに思います。

それから、2つ目に中学校西側の民地境の境界付近の箇所がもう崩壊状態にあるということで、非常に危険を感じておられるという町民の方の声をいただきましたので、これの対応につきましては計画があるやにも聞きますので、そこら付近をちょっと具体的にお伺いしながら要望を申し上げてみたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で要旨の質問ということで、よろしく願い申し上げます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、財政状況、質問要旨1、平成28年度決算見込みの町債（借金）の残高はについて答弁を求めます。

**○財政課長（高島浩介君）**

碓議員の質問事項1、財政状況、質問要旨1、平成28年度決算見込みの町債（借金）の残高はとの御質問にお答えをいたします。

お手元のほうに資料をお配りしておりますが、平成29年2月定例議会一般質問資料の碓議員の1-(1)、こちらのほうをお願いいたします。

10年間の起債の残高ということで、一般会計並びに特別会計の起債残高について御説明をさせていただきます。

下から2段目、ちょっと色のほうがついておりますが、起債残高合計（一般会計＋特会）ということで、こちらの欄のほうをもとに説明をさせていただきます。

この合計につきましては、年度末の未償還元金及び未償還利子の合計ということで表記をしております。資料中の数字の単位は1,000千円となっております。また、28年度につきましては、決算のほうを終了しておりません関係で見込みということでの表記をいたしております。

それでは、資料左のほうより、平成19年度12,448,000千円、平成20年度11,972,000千円、平成21年度11,723,000千円、平成22年度11,241,000千円、平成23年度10,753,000千円、平成24年度10,240,000千円、平成25年度9,644,000千円、平成26年度9,465,000千円、平成27年度8,966,000千円、平成28年度見込み8,314,000千円ということで、直近10年間の起債残高のピークは平成19年度、こちらのほうの12,448,000千円ということになっております。現在徐々に返済をしている状況ではございます。起債残高のピークであります平成19年度末と直近の平成28年度末の見込みの起債残高合計の比較としましては、一般会計でマイナス1,913,000千円、農業集落排水特別会計、こちらのほうでマイナス1,940,000千円、工業用地特別会計、こちらのほうがマイナス281,000千円となっております。平成19年度以降、合計で4,134,000千円、年平均で換算いたしますと、元利合計で約459,000千円ずつが減少していったということになっております。

現在、一般会計のほうにつきましては、新規の起債としまして、国のほうからの指導を受けております臨時財政対策債、こちらのほかには新規の起債は一切行っておりません。起債残高については年々順調に減少をいたしているという状況でございます。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

ただいま課長のほうから御説明をいただきました。結局、最終的には19年と28年見込みを比較しますと、今おっしゃりましたように41億程度減になっておるといことのようにございます。124億、いわゆる19年度で見ますと、9,500人の人口で見ますと1人当たり1,300

千円の借金高であったということのようでございます。28決算でいきますと、1人当たり借金に換算しますと、9,500名でいきますと870千円相当ということで、430千円ぐらいの減になったということのようでございます。

いずれにいたしましても、経過の中で、私過去もこういう質問をさせてもらったんですけども、いわゆる建設債なり、いわゆる迷惑施設等の補償対応等々の流れの中で、かなりの起債残高、もちろん下水道事業等なり継続事業もございましたし、そういう中での大きな負の額があったという経過の流れでございます。さらに22年度の予算編成時におきましては、まさに赤字転落寸前の状況下にあったという流れもでございます。

そういう中で、28決算見込みの中でこれだけ41億減になったということにつきましては、これは確かに経費節減はもちろんでございますけれども、職員の減の関係、採用をとめておるといふようなこともありましたでしょう、経過はいろいろあったかと思えますけれども、最終的には現時点ではこういう起債残高になったのかなと、そういうふうに理解をいたしました。

今後について、この起債の取り扱いにつきましては、財政健全化条例等々もございまして、そういう条例をしっかりと確認をしながら、今後の事業等の取り組みにつきましては確認をしていただきたいということをお願いしたいと思っておりますので、町長のほうからもよかったら一言いただきたいというふうに思います。

**○町長（武廣勇平君）**

起債のピークから償還額も随分減少をしてきておりまして、引き続き事業債を選びながら、条例に基づき運営していくことが求められているというふうに思っております。（「次へお願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

次へ進みます。

要旨2、平成28年度決算見込みの基金（貯金）の残高はについて答弁を求めます。

**○財政課長（高島浩介君）**

引き続きまして、碇議員の質問事項、財政状況、質問要旨の2、平成28年度決算見込みの基金（貯金）の残高はという御質問にお答えをいたします。

お手元のほうに碇議員の質問資料の1-(2)、こちらの資料のほうを御準備ください。

基金の推移ということで、資料一番下段の町全体の基金の合計、また上段4段目あたりになります。小計の欄で財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の財政主要3基金の合計について御説明をいたします。

まず下の欄の町全体の合計、こちらのほうになります。平成19年度416,502千円、平成20年度389,168千円、平成21年度497,411千円、平成22年度516,400千円、平成23年度756,814千円、平成24年度784,127千円、平成25年度956,624千円、平成26年度847,603千円、平成27

年度2,318,680千円、平成28年度決算見込み2,283,567千円となっております。

次に、先ほどの上段の小計欄、財政主要3基金のほうでございます。平成19年度78,008千円、平成20年度67,892千円、平成21年度172,337千円、平成22年度240,682千円、平成23年度429,224千円、平成24年度444,268千円、平成25年度534,601千円、平成26年度519,071千円、平成27年度932,842千円、平成28年度決算見込み1,043,354千円となっております。

基金の合計につきましては、過去10年間で平成20年度が最も少ない状況でありまして、町全体の合計で389,168千円、主要3基金のほうで67,892千円となっております。平成28年度の決算見込みでは、町全体の合計で2,283,567千円、主要3基金のほうで1,043,354千円となっております。過去10年間で最も基金のほうが枯渇をしておりました平成20年度と直近の平成28年度決算見込みの比較のほうでは、町全体で1,894,399千円、約5.86倍の増加、また、主要3基金のほうでは975,460千円、約15.36倍の増加となっております。

こちらの増加の要因といたしましては、議員の皆さんお知りのとおり、平成27年度、平成28年度のふるさと寄附金の好調、こちらのほうが大きく影響をしているところでございます。以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま説明ありましたとおりでございます。本当に厳しい年度が過去ございました。そういう中で、経過する中で、現時点におきまして22億ということで、推移があるようでございます。増額の18億ですか、そういうふうで財政健全化になってきたんじゃないかなというふうに思います。もちろん申し上げたふるさと納税のこともございますけれども、前段でそれ以前の26年度時点でもかなりの経費節減等々をやりながら基金の積み立て、いわゆる貯金の確保をしたという流れもございますし、この基金につきましては、やはり町を運営するための貯金高でございますので、これはしっかりと確認をしながら今後も進めてまいってほしいということでございます。

町長いつも言われるように、この8年間しっかりと経費節減等々をやりながら削減してきたという中で、住民の皆さんに対するいわゆる住民サービスがおくれてきたということもございますので、ここはしっかりとこの住民サービスに徹してもらいたいと。もちろんその選択肢もいろいろございましょうけれども、この町債、基金の絡みを確認しながら、我慢をさせていただいた町民に対するいわゆる住民サービスをしっかりと取り組んでいただきたい。財政良好になってきた中での、これは町民に対する私はお返しだというふうに思いますので、ここはしっかりと、もちろん選択肢もございましょうけれども、我慢をさせていただいた町民の皆様に対する実行をぜひやっていただきたいということを要望いたしますので、一言いただければと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

寄附金につきましては、寄附者の意向に沿ってまちづくり、人づくり、仕事づくりに充て

させていただきたいということと、あわせておまかせの部分もございますが、これについては積極的な投資費用ということももちろんですけれども、健全な財政を望む町の全体の方針もございますので、そうした面で対応して活用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。（「次へ」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、質問事項2、公園の維持管理、質問要旨1、町内公園の和式トイレの改良計画はについて答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

4番確議員の質問事項2、公園の維持管理の要旨1、町内公園の和式トイレの改良計画はということで、教育委員会で所管しております上峰町中央公園についてお答えをいたします。

現在、中央公園の和式トイレの改良計画はございません。洋式トイレの現状は、広場南北のトイレそれぞれに多目的トイレとして1台ずつ、管理棟内の男女トイレに1台ずつ、同じく管理棟内多目的トイレに1台、合計5台を用意しております。

以上です。

**○文化課長（原田大介君）**

皆さんこんにちは。私のほうからは、文化課で所管しております歴史公園のトイレについてお答えさせていただきます。

まず、堤土塁の歴史公園につきましては平成7年に整備をさせてもらっておりますが、現在、経年劣化に伴いまして、便槽内に地下水が流入するなどのふぐあいを生じまして、現在は閉鎖している状態でございます。また、古墳公園につきましては、平成29年度でトイレを整備する予定でございます。

以上です。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

私のほうからは、まち・ひと・しごと創生室が管理をしております公衆トイレについて答弁をしたいと思います。

当室所管のトイレとしましては、坊所児童公園に1カ所、鎮西山に3カ所、また、佐賀東部中核工業団地の緩衝緑地内に1カ所の計5カ所となっております。

先ほど議員御指摘のとおり、確かに屋外とはいえ、体の不自由な方等々、洋式のトイレを望む声が一定程度あるのではないかと思いますけれども、ただ、今現在そうした屋外のトイレについてどのように洋式化を考えるべきかという、ルールといいたしめようか、統一的な町としてのルールもまだありませんので、現時点においては、個別のトイレの老朽化に際して、その場所場所の状況とか使用状況に応じてケース・バイ・ケースでこの洋式化の要否であるとか、可否を判断することになろうかとは思っております。

以上です。

### ○建設課長（白濱博己君）

建設課所管の公園についてでございますが、農村公園ということで現在7カ所の管理をしております。うち4カ所につきまして、地区と有償委託、3カ所が無償での地区の管理ということになっておりますか、その中でトイレが設置されているところにつきましては3カ所の公園が設置されております。1つ目が船石農村公園であります。小便器1、大便器1、和室でございます。ここは簡易式のくみ取り式トイレ方式でございます。2番目に前牟田農村公園、これは小便器1、大便器1の和式でございますが、下水道接続ではございますが、地区管理で、事情で今施錠をされている状況の中で使用は不可ということになっております。3番目に下坊所緑化施設でございますが、これも小便器1、大便器1、和式でございますが、これも下水道の接続でございます。公民館北側にある地区のトイレということでございます。

いずれにいたしましても、地区管理となっておりますが、使用状況で具体的な改修要望も地区等々にはあっておりませんので、現在のところ和式トイレの改修計画につきましてはありません。町全体の公共施設のトイレ改修計画を見ながら地区からの要望等があれば検討はしていきたいと考えておるところでございます。そのほか4公園につきましては、トイレは設置しておりません。

以上でございます。

### ○財政課長（高島浩介君）

財政課のほうで所管します施設としましては、ウォーターランド江迎公園に1カ所、また、公園という位置づけではございませんが、江迎の多目的研修施設グラウンド、こちらのほうに屋外トイレ、こちらに2カ所、計3カ所の和式トイレのほうがございます。現在、両施設とも地区のほうに清掃等の管理を委託しておりますが、トイレの洋式化につきましては、正式に要望等は出されておられません。しかしながら、今後ますます高齢化社会を迎えるに当たりまして、御高齢の住民の皆様、また和式のトイレを使ったことがない子供がふえているということで、トイレの洋式化の要望はかなり上がっていることと思っております。

現在、要望等は上がっていない時点で具体的な改修計画のほうはございませんが、先ほどからほかの課でも答弁がっておりますとおり、今後におきましては要望等を踏まえながら、トイレの洋式化に向けて検討をしてみたいと思います。

以上です。

### ○4番（碓 勝征君）

それぞれ公園内の場所、内容の個数等を説明いただきました。

我が町は下水道事業にいち早く取り組んだということでもございますし、現況におきましては、各家庭もこの和から洋に切りかわっているような家庭が多いということもございますし、公園を利用する皆様、もちろん私の中では地区へ管理を委託しておるといったこともございましょうけれども、そういう地区の中からそういう声が聞こえてまいっております。

す。いわゆる高齢社会になって体を動かして、公園で体を動かし、ゲームをすとか、そういう等々の中で非常に不便を来しているということでございます。これはまさに町民の皆様に対する、利用者に対する私はサービス提供であるというふうに思うわけでございます。これこそ我慢をいただいているんじゃないかということ、これはぜひ計画的にこのまづ町内の公園の改良計画をしっかりと私はやっていただきたいと。そうすることによりまして、住民の皆様から我が町もしっかりとしたそういう文化面なり、そういうこと等につきましても、我が町はしっかりよくなっているという理解を得られるようなことになるんじゃないかということふうに思います。

そうですね、いろいろ声は聞きます。本当に足腰が痛んで困るということで、各大字単位でできておる公共集会場の中につきましては、しっかりと取り組んでいただいて、和から洋のほうに切りかえてもらったという実績もございますので、今後につきましては、こういう公園の中での和の切りかえということをぜひとも具体的に計画をしていただき、財政課長のほうからは直接まだ声が聞こえないとか、そういう話もございましょうけれども、これはそういうことを先取りしながら、我が町は下水道がしっかりでき上がっておると、そういう中での利活用もしっかりと合同にできるような形で、ぜひともこの取り組みにつきましてはやっていただきたい。そうすることによって、町民の皆様の安全・安心の確保にもつながっていくんじゃないかということもございますので、これはぜひ前向きで具体的に計画を立て、取り組んでいただきたいということを強く要望を申し上げてまいりますので、そういうことで御理解をぜひともよろしく願いをしたいというふうに思います。

**○議長（寺崎太彦君）**

次よろしいですか。（「できたら財政課長に答弁」と呼ぶ者あり）

**○財政課長（高島浩介君）**

先ほどちょっと私のほうが地区からの要望がいまだ上がっておりませんということでお答えをいたしました。

その中で、私が所管しているところで、委託先のほうからまだ今そういう要望があっておりませんということでお答えをいたしまして、それにつきましては申しわけございませんでした。

町全体としましても、小学校あたりも洋式トイレでしかできない子供がふえている。また、高齢の方については各施設不自由をなさっていて改修をしたということで、それに連れまして、当然公園等も必要なこととは思っております。それで、町全体として、私がここで絶対やりますということはなかなか言えないところではございますが、予算等々の計上につきましては、各課協議をして総体的に進めていくような形でお願いをしたいと思っております。

以上でございます。（「次へお願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次へ進みます。

質問要旨 2、中央公園の管理用具は適正活用しているかについて答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

4 番 礎 議員の質問事項 2、公園の維持管理の要旨 2、中央公園の管理用具は適正活用しているかという御質問にお答えをいたします。

管理用具として、グラウンドのスパイク跡を均一にならずグラウンドマット、常用の芝刈機、肩かけ式草刈り機、スプリンクラーなどがあります。現在あります用具を活用して維持管理に努めているところでございます。また、維持管理については委託をしております。今回、働く現場の声ということでありましたので、御紹介いただければ幸いと存じます。よろしく願いいたします。

**○4 番（ 礎 勝征君）**

中央公園の維持管理につきましては、委託されておるということでございますけれども、いずれにいたしましても、中央公園の利活用がスムーズにいけるようなことをやりたいという中で、部分的にやるについては対応できないような状況にあるという声を聞きましたので、何かトラクターが故障しておるといふような話を聞きました。トラクターは、それは処分をするのか修繕ができないものか、そこら付近をしっかりと確認をしていただいて、必要用具も消毒機がないとか、そういう声も聞きましたので、やはり委託を受けて仕事をしっかりやる方のお話を確認していただき対応していただきたいということがございます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

ありがとうございました。まず御質問いただきましたトラクターの件でございます。従前、大きなトラクター、スポーツトラクターというものがございしますが、足マットのドライブシャフトが外れて、そのときに下のエンジン周りのオイルパンを割ってしまいました。そして、特殊なものでございましたので、その修繕についてエンジン部分から修繕には相当の見積もりが来ました。当時、その大型のトラクターであったゆえに修理をせず、その部品を使いながら軽トラックで、その先ほど申しましたグラウンドマットを引っ張ったりということで、グラウンドの整備をしておるところでございました。

また、消毒につきましても、私どものほうで園内の大きな木につきましては、回りながら消毒をしておりました。小さな消毒機ということでございました。本当にありがとうございます。これにつきましては早急に調整をして予算確保に努めていきたいと思っております。本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。（「次よかです」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

質問事項 3、イノシシ対策、質問要旨、御陵及び古墳公園付近でイノシシ出没事件後の対応はについて答弁を求めます。

**○産業課長（小野清人君）**

碓議員からのイノシシ対策という御質問でございます。

去る1月16日に御陵公園近くの薬局にイノシシが侵入したと新聞報道をされましたが、その後は3度ほど出没をしたという報告を受けております。この地区には以前から出没情報があったために、外記ため池の東側には箱わなを1基設置しておりました。その後、この1月16日以降に、西側にも箱わなを1カ所設置しております。また、ため池から東側へ通り抜けをしていたと思われる箇所をワイヤメッシュで封鎖をいたしました。また、くくりわなを現在は2カ所設置をし、捕獲に向けて努力をしております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは、いわゆる箱わなですかね、それからくくりわなと、そういうので対応しておるといことのごようでございますけれども、結局、同僚議員のときに答弁いただいた中で、巣穴を確認されたといことのごようでございますけれども、巣穴の状況、状態はどういう形態になっておるかなといことと、それから御陵と古墳公園にフェンスがございます。この中で2カ所ぐらいのくぐった形態、常時そこを利用して出入りしておるといことで、私たちの奉仕団で、これは毎月第3日曜日にやっておりますけれども、非常に危険を察知したわけでございます。私たちでくいを、実は15本程度2カ所にやりました。ただし、御陵と南側の地のフェンスあたりは私たちは確認をしております。今、課長のほうからは3度ほどその後も出没しておるといお話のごようでございます。

私も複数頭で夜中、やはり外記のほうに水を飲みに行きよつとでしょうね、そういう目撃情報もありますし、聞いておりますし、課長が目撃されたといことも同僚議員のほうでおっしゃっておりますけれども、目撃された時間帯をよかったら教えてもらいたいといことと、巣穴の状況ですね。それから御陵から南地へのフェンスの箇所の確認をされたかどうかお伺いしたい。

#### ○産業課長（小野清人君）

御陵の古墳公園ですか、そこの周りのフェンスにくいを打っていただいているといことで、ありがたく感謝申し上げます。確かにイノシシが通ったような跡がございますし、そのフェンスの下をくぐり抜けて行き来をしているんじゃないかといふようなことを私たちも考えております。南側につきましては、今現在、御陵の南側につきましてはパチンコ屋があるわけなんですけど、そこについては人工物での壁をつくってありますので、そこを行き来しているような雰囲気、形跡はございませんでした。そこは確認しております。また、巣穴の状況と言われますが、どう言ったらよろしいでしょうかね、木々を集めてそこに寝るような感じでは、見た感じ、ああ、ここが巣なんだなといふような感じは私ども素人が見ても思います。そういうのが御陵の西側にあります物流関係の会社の下の段に1カ所、それと御陵の中に1カ所確認をいたしております。

そういったところで、そこにいつ帰ってきているのかというのを私ども確認できていないんですが、先ほど申しあげました物流会社の社員の方々は、朝7時ごろとか6時半ごろとか自分たちが出勤するときにたまに見かけることがあるという情報を得ておりますので、一度猟友会の方と行きましょと、朝早く行ってみましょとということで御相談はしております。

議員の御質問の中に数頭というふうなことを言われましたが、私たちが現認しているイノシシとしては雌の1頭のみでございます。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

非常に危険を感じておるということで思っております。申しますと、新聞報道によりますと、体長1.5メートル、重さにすると100キロ程度あるんじゃないかろうかというふうなことも聞いておりますし、課長が今おっしゃった雌のイノシシということで、その薬局に飛び込んだ体長1.5メートルのイノシシそのものと同一なのかなというふうなこともちょっと私疑問を感じておりますけれども、とにかく私たち奉仕団の面々は非常に危機感を持っております。とりあえずは御陵と古墳公園を通過する2カ所についてはくいを15本打ったということで、防御策をやっております。南側についてはそういう出入り箇所はないようなことのようにございますけれども、私は南のほうからも出ているんじゃないかろうかという心配があったんですけれども、今の課長の答弁ではないのかなというふうなことを感じました。

いずれにいたしましても、私たちボランティアの活動、奉仕団としましては危険を感じましたので、実は奉仕団のボランティア保険にもかかりました。そうしないと奉仕活動の人員が減るんじゃないかろうかという心配もあったものですから、団長と協議をしながら保険にも加入したというようなことでございます。

いずれにいたしましても、これがまだ現に存在しておるということは事実のようでございますので、箱わなには餌というか、そういうやつは置いておるんですかね、どうですかね。そこら付近が1つと、町としてもぜひ箱わなとかくりわなもよございますけれども、もうちょっと具体的な防御策というものが無いものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○産業課長（小野清人君）

餌という御質問でございます。もちろんわなでございますので、餌がなければ中に入らないということになりますので、猟友会の方と、先ほども何度も申し上げておりますが、物流会社の社員の方が御協力いただいておりますので、その辺で餌についてはやっていると。猟友会の方に聞きましたら、餌を食った痕跡があるということですので、あと一歩かなというふうに思っておりますが、なかなか神経質な動物でございます。見なれないものについてはなかなか入らないと。一遍に何頭もとれる可能性があるんですが、それは子供のイノシシでございます。子供は好奇心旺盛ですので、一遍に入って体重でわなが、門扉が落ちますので、五、六頭入ったところで体重オーバーになって閉まるというふうなことになっておりま

すので、そういったこともあるんですがなかなか入らないと。

それと、防御策はというお話でございしますが、かの地区が猟銃を撃ってよい箇所ではございませんので、こういったわなを仕掛けて捕獲するというような方法でしかありません。それと、私どもも現認して網とかでからめ捕るという方法も考えております。ですが、この前薬局のときは、背中がフェンスだったもので、もうイノシシ自体が前にしか進めなかったんですよ。私どものほうに突進してきたんですが、本来ならばイノシシというのは非常に臆病な動物らしいです。人が歩いている些細な音でも関知して逃げるといふような動物らしいです。ですので、こちら側に向かってくるというのはもうまれだといふようなことを聞いております。ですので、私どもも小・中学校のほうにも、イノシシを見てけしかけたり石を投げたりということはないようにということを学校側のほうにも依頼しておりますし、小・中学校の登下校の通学路ではあの道はなかったのが幸いなんですけど、私ども小・中学生が帰る時間にはできる限り道路をパトロールして確認をしておるところでございします。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

いずれにしても、市街地の一番いい場所でございます。経験された方に聞きますと、イノシシは人間の後ろに飛び込んでくるというようなことも聞きますし、ジャンプ力もあるということも聞きますし、縦横無尽に動き回るような動物のようでございます。

いずれにいたしましても、ここのこの地につきましては、市街地のど真ん中でもありますし、産業課のほうでしっかりと、この定期的な場となり情報収集なりをしっかりとやっていただきながら、この対策につきましては対応していただきたいということをお願いしまして、この項を終わります。

#### ○議長（寺崎太彦君）

次へ進みます。

質問事項4、道路等の維持管理、質問要旨1、井出口団地2号線へ強雨量時、国道からの流水で宅地内及び町道へ流れ込み非常に迷惑している。抜本対応はについて答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

4番議員の先ほど来の質問事項の4番目、道路等の維持管理の要旨の1番目、井出口団地2号線へ強雨量時に、国道からの流水で宅地内及び町道への流れ込みに非常に迷惑していると。抜本的な対応はということでございます。

過去に宅地開発された地区につきましては、当時の排水計画では想定していない異常気象による集中豪雨や農地、山林等の宅地などによる水量の増加などで大きく変化した現在の水環境にそぐわない状況になっておりまして、十分な排水が確保できていないことが発生している昨今でございます。

議員御指摘のこの箇所ではございますが、井手口団地2号線、これは国道34号線から中の

尾団地の中央、南北を通って、団地線の東側、低くなったところの宅地内を並行して縦断している町道ではございますが、行程が低くなっているということと、雨水が井手口団地2号線の側溝に流れ込んで、南側に流水してあふれているという状況ということで、先般も建設課職員みんなで現場確認をしたところでございます。

この箇所につきましては、当時の流水体系で三田川金属さんの南東部の交差点付近まで、縦のところは2カ所ほど水路を横断して水路に流れ込んでいることではございますが、その直径が約30センチぐらいしかございません。その中で、現在としては結構少ない、小さいなということではございます。そういったことで、大雨時には溢る状況になっているんじゃないかということの確認をしております。また、井手口団地線に並行して水道管とそれから下水管が埋設されておまして、水路環境を広げるということの方法が一番ではなかろうかとは思っておりますが、この件につきましては多額の費用が必要ではないかと思っております。今まで財政的にできなかった事案ではございますが、予算等々について、措置につきまして、今後検討を行っていきたいということで考えておるところでございます。

まず、私どもが端的に取り組まなければならないというのは、井手口団地本線の通りから雨水が低くなっている2号線に流れ込まないように、側溝は2カ所あるんですけど、そのうち1カ所がグレーチングがなく南側にはけていない状況があります。ですから、その道路南北にグレーチング側溝を布設すれば、低くなっている2号線のところに行かないんじゃないかということではございますので、まずはその布設を検討しながら実施の方向で考えていきたいと考えております。

それと、道路維持の観点で宅地内に流入しないように道路側溝の堆積物がないかということも調査して、清掃作業等々も実施をしていきたいと考えております。一番究極は、西側に道路を横断している水路に向けての30センチの口径を倍ぐらいにしていかなければ抜本的な解決はなかろうかとは思っておりますが、この件につきましても、今後先ほど言いましたように予算措置等々を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

それぞれ現況の事情等々もございましょうけれども、いずれにいたしましても、あの団地につきましては県の住宅供給公社が設置をされた団地であるというふうに理解しておりますし、入居された当時からそういう状況が続いておることではございますので、今課長が申されたように、グレーチング側溝とか側溝の布設がえ等々もございましょう、そこら付近を調査をしっかりとやっていただいて、町民の皆様はとにかく長年、私も二、三年前に、もうちょっと東で南のほうの方からも苦情をいただいて現地を確認してもらっております。その事情を説明はされて理解はしておられますけれども、その後の対応がもちろん抜本的な設計等々もやらなければならないということもわかりますし、経費もかかるということもわかり

ます。しかし、住んでおる皆さんからいえば、その辺の具体性が見えない。強い雨が降ったときは長靴を履いて、我が宅地から道路に出るときに水が来るものですから、長靴履いて行かんような状況下にありますということ。もちろん年がら年中じゃないけれども、そういう状況下があるということを知ったものですから、これを伝えながら、今言われたような国道からの流れを変えるといいですか、グレーチング布設なり側溝を改良してもらうのが一番いいでしょうけれども、もちろん計画的にやらないと一気にはということになります。そこから付近で町民の皆さんが納得できるような説明なり計画等を示していただくことによって、あと数年待っていただくとか、そういうことがございましょうけれども、とにもかくにも、もう20年から30年近く住んでいる中での願望と申しますか、切実な要望のようでございますので、そこはしっかりと担当課のほうで調査、確認をしていただきながら、そういう計画をやっていただきたい。とともに、関係する皆さんにも説明できるような手だてをやっていただきたいということをお願いしたいと思いますので、課長のほうからもう一言いただきたい。

**○建設課長（白濱博己君）**

議員御指摘のとおり、実は2年ぐらい前にも議員から御指摘がございまして、関係の方の家にお伺いし、その状況を把握いたしました。それから2年たっておりますが、根本的な対策といたしましては、道路を横断して西の水路の30センチがなかなかはけないという状況でございまして、それ以来、予算等々も確保できないという形で現在も受けておりますが、先ほど言いました低くなっているところが2カ所ございしますが、1カ所は南北にグレーチングをしておりますが、2カ所目、南側がしていないということで、これは早急にしなければならぬ問題ではなかろうかと、流れ込みをさせないということが第1点ということで、今後につきましては、先ほど言いましたグレーチング側溝を南北のほうに布設を考えていきたいと考えております。

なお、先ほどの根本的な2カ所の暗渠につきましては、その30センチを拡幅するということにつきましては、今後予算措置へ向けた検討をぜひやっていきたいということでございますので、よろしく申し上げます。（「次へ行きます」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

次へ進みます。

質問要旨2、中学校西側の民地境境界付近崩壊状態にある対応はについて答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

4番議員の質問事項4、道路等の維持管理の要旨2、中学校西側の民地境境界付近崩壊状態にある対応はということの御質問について、お答えをいたします。

中学校敷地内のコンクリートブロックから土羽ののり面につながる箇所、水道ができ崩れている箇所がありました。応急処置として土のうを積んで対応をさせていただきます。

現在、グラウンドの排水問題などを検討する整備計画の作成に取り組んでおりますので、当該箇所につきましても十分な対策がとれるよう整備計画の中で検討してまいります。

**○4番（碓 勝征君）**

この地につきましても、民地の方より苦情と申しますか、そういうお話をいただきました。今、課長のほうから応急措置として土のうで対応しておるとこのことのようにございますけれども、これはやはり抜本的にきちっと整備をすべきであるというふうに思います。いわゆる危険状態にあるということで、民地のほうが高い位置にございますので、非常にそういう状態の中で、降雨時に落ちる危険性があるんじゃないだろうかということで危険を感じておられます。

いずれにいたしましても、安全・安心を提供することが住民サービスにつながるということは御承知のとおりでございますので、ぜひ現地へ足を運んでいただき、その切実な声を聞いていただき、今後の対応する流れ等を説明していただきたいというふうに思います。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

議員の御指摘ありがとうございます。早速地権者の方と情報交換をしながら民地に御迷惑かからないよう協議してまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○議長（寺崎太彦君）**

もうよろしいですか。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

これで4番碓勝征議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。したがって、2時50分まで休憩いたします。休憩。

午後2時32分 休憩

午後2時52分 再開

**○議長（寺崎太彦君）**

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、5番漆原悦子議員、お願いいたします。

**○5番（漆原悦子君）**

皆さんこんにちは。5番漆原悦子です。

質問に入る前に、昨年の12月議会においては議会議員の費用弁償を改正する条例案の提出で、行政及び町民の皆様には多大なる御迷惑をかけてしまい、申しわけありませんでした。この件は、町民の皆様より、私個人が提出したと思われていますので、いま一度説明をしま

す。

議会議員の費用弁償については撤回をし、審議未了の形となりましたが、この件については、町長、議会議員の報酬ももとに戻りましたし、町の財政状況もそれなりに回復し、議会議員の費用弁償ももとに戻してもいいのではないだろうかとの協議し、全員一致したわけで、この所管が総務厚生委員会に附属することで、ただ単に委員長である私、漆原が提案しただけのことでした。結果は、議員の皆様御承知のとおりでございます。

上峰町議会議員の費用弁償については、議員全員で協議、決定した案件でしたが、報道等も含め、誤解を生むようなことになり、全員で協議の上、撤回をしたところでございます。

議会議員それぞれが上峰町の有権者の皆様から押し上げていただいて、この席にあるわけで、責任もしっかりございますので、私たち議会議員はもう少し、行政府と立法府の違いも明確にあるわけですから、誇りと責任を持って発言をし、行動もしなければいけないと思います。

このことを申し添えて、終わります。

では、質問に入らせていただきます。

1件目は、ふるさと納税についてです。

要旨1、昨年12月下旬に、返礼品として上峰牛が全く使用されていないと、町肥育部会からの声がテレビにて放映されましたが、その後の現状はどうか、お尋ねします。

要旨2、返礼品の流れ、チェックはどうなっているのか。

要旨3、地元産利用の考えは。

同僚議員3名が同じような質問をされており、重なる部分もあろうかと思いますが、2月14日の時点で、今年度のふるさと納税は4,350,000千円、25万件以上のふるさと納税をいただいておりますと報告を受けていますので、よろしく願いいたします。

2件目は、副町長問題についてです。

この件については、9月議会で、10人中9人の議員が質問をしました。町民の皆さんの関心も高く、昨年10月、議会の全員協議会で特別委員会を設置することが決まっていますが、12月議会で設置できておりませんので、9月議会の答弁を含め、その後の状況はということでお尋ねをしたいと思っております。

3件目は、町長の公約についてです。

来月には町長選挙が実施されることになっておりますが、1期目、2期目のマニフェストの内容については、さきの12月議会時に、積み残しがあるとされておりましたので、説明をお願いします。

その他は、町民の皆様の声として若干お尋ねしたいと思っております。

4件目は、滞納問題についてです。

要旨1、町税は増収になっているか。

要旨2、滞納対策、対象者は減っているか。この件は、資料を提出してもらっていますので、説明をいただき、質問させていただきます。

5件目は、高齢者支援についてです。

要旨1、平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みが町として始まりますが、計画内容を教えてください。

要旨2、介護保険等サービス利用者の負担軽減の考えがあるのか、お聞かせください。

以上、答弁のほう、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税について、質問要旨1、テレビ放映後の現状はについて答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

質問事項の1、ふるさと納税についての要旨の1、テレビ放映後の現状はについて答弁をいたしたいと思います。

このことにつきましては、さきの答弁と一部重複をするかもしれませんが、今般、町内の生産者や肥育牛部会のほうから、ふるさと納税の返礼品として町内の牛を指定して調達をしてほしいと要望を受けまして、現在、ふるさと納税業務受託業者、JA、それから流通販売事業者等の関係者と協議を重ねているところでございます。

具体的には、これまでの協議で、町内の生産者からJAの指定する食肉センターへ出荷をいただければ、卸業者等への働きかけなどにより、町内産の調達が可能との返答をいただいております。現在、実現に向けて、肥育牛部会やJAにおいて調整をいただいているところでございます。

以上です。

#### ○5番（漆原悦子君）

今、答弁をいただきましたが、県JAの統一ブランドの佐賀牛ですけれども、我が町には生産者の方が今、実質8名ですね。1人が加わっておりますから、現在、9名の肥育部会になっているかと思いますが、大体、町としても80頭ぐらいは飼育してあるのではないのかなと思っているんですけど、単に1割出荷されたとしても80頭ぐらいは年間出してあるんじゃないのかなと思うんですよ。

そういう中で、食肉センターの佐賀にありますミートセンターのほうでは、聞くところによると、頭数によって、搬入されたというか、解体されるわけですけど、その頭数によって、その地区のお肉の量が決まるような話も聞いていますので、その辺で、先ほど言われたように、町の卸売業者の方たちにも卸せるような、可能な限りということで、今、回答をいただいたんですけども、これは多分、テレビ放映があったころか、その後かにミートセンターに行かれたんじゃないのかなと私は思っているんですけど。

私もお肉はちょっと余りわからないんですけども、やはり主婦ですから、常日ごろ、国産、やっぱり外国産というのは、お買い物するときも、よく気をつけて見ますので、その辺で、佐賀牛というのは本当のブランド品ですね。ブランドものであって、上峰には、そういうふうに、今回、何回も言われておりますけれども、本当に誇りを持って育てていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ、その方に還元してほしいかなど。私自身も去年9月過ぎぐらいに、やっと、そこの身内の方から、うちの、何も使ってもらえない、何にも利益がないよと言われて初めて、それからいろいろ調べたところでしたので、もちろん、そういう動画も出ていましたし、使ってあるものという感覚で接しておりましたので、昨年の12月にもお願いはしたと思うんですけども、ぜひ、そういう人たちも利益が回るようにしていただきたい。

そして、町内の小売業者のほうにも、何というんですか、お肉を取り扱っていらっしゃる方はいらっしゃると思うんですよね。そういう方のところには、全く、こういう話も届いていませんし、何もありません。多分、扱ってあるだろうと思うんですけど、町からの話はないと思いますので、その辺でも、身近なところで買ったり、その方が対応して、返礼品を送っていらっしゃいますよということがわかれば、地域の人も、ああ、そうかということで、町は頑張っているねとなろうかと思っておりますので、今のところ、先ほどから何名かの議員さんが言われたんですけど、この方、この方、この方という名前がなかなか出てこないんですね。上峰町内の人で、返礼品を扱っているというのかな、そういうのがありますので、テレビ放映は牛肉でしたので、ぜひ、この方たち、一生懸命やっっている方の労を報いるためにも、ぜひ、上峰牛はととてもすばらしいものですので、ミートセンター経由で、割り当てがあるということは聞いていますので、その辺を早く確認して、いつぐらいからできるのか、まだ、そこまではいつているのかどうか、いつぐらいから上峰の方たちに潤いをとるか、そこで対応ができるのか、佐賀牛が上峰の商店であれ何であれ対応ができるか、もしわかっていたら、まだ対応しているだけだったら、それでもいいですけど、動きがあればいいということですので、再度、いつぐらいになるだろうというふうな話をしてあるとすれば、そして、うちの割り当てがどのくらいとわかるのであれば教えてください。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

町産の佐賀牛を返礼品として取り扱う時期がいつごろかというお尋ねかと思えます。

これにつきましては、結局、生産者や部会のほうで話をされて、先ほど申し上げましたように、JAが指定する食肉センターのほうに、今現在、そちらのほうには出荷はほとんどされていないという話ですので、まずは出荷先をそちらのほうに変更というか、出荷をすることについて、生産者、それから部会のほうで協議をしていただいて、その上で食肉センターにおいて、そこに入出入りをしている卸業者等と調整をして、流通すれば、町が購入をするという手はずになります。

ただ、時期については、ですから、そういった調整が整えば、いつでも我々としては購入できるわけですが、ただ牛肉の場合は、食肉センターで屠畜、加工します。それで、1頭当たり、かなり量も多くございますので、それをさばくにも、寄附をいただかないといけないものですから、今ちょうど12月、一番多い時期を過ぎまして、寄附の額も件数も少ない時期でございますので、春から夏にかけてふえてくると思っておりますので、その時期を一つのめどにして、JAさん、それから関係業者のほうとは、その時期を目途に調整をしていきたいということで話をしているところでございます。

#### ○5番（漆原悦子君）

今、まだ調整中で、肥育部会のほうでお話し合いをと言われたんですが、私が聞いた限りでは、もうできるようになったと聞いていますので、その辺の行き違いもあるようですので、早急に、春とか夏とか言わないで、一日も早く対応をしていただきたいということで、この項は終わります。

先に進んでください。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、返礼品の流れ、チェックはどうなっているかについて答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2、返礼品の流れのチェックはどうなっているかについて答弁をいたしたいと思います。

流れにつきましては、資料要求あっておりますので、提出している資料、返礼品の調達から配送までの流れというタイトルの資料をもって説明いたしたいと思います。

まず、返礼品の選定というものがございます。それにつきましては、まず、業務受託業者が返礼品業者の事業所や工場を訪問するなどいたしまして、単価、品質、賞味期限、また供給能力等に問題がないかチェックを行った上で取り扱いを企画するということになっております。これについては、町は総務省通知や町の取り扱い基準に照らしてチェックを行いまして、それで町のほうで単価契約を締結するということになっております。

それから、次に、寄附の受け付けから返礼品の配送についてでございますが、まず、受託業者がふるさと納税サイトを通じて寄附の受け付けを確認し、次に、寄附者が指定した返礼品を返礼品業者へ発注をいたします。なお、一連の手続きは、システムよりほぼ自動で処理をされております。この際、冷蔵の牛肉など配送日の指定が必要なものにつきましては、今現在は町の臨時職員が寄附者と日程の調整を行っております。その上で発注を受けた返礼品業者は、寄附者へ配送を行うという流れになっております。

最後に、配送状況の確認でございますけれども、これにつきましては、基本的に寄附者の管理システムがございまして、町、それから受託業者、双方が配送状況をそのシステムに

よってリアルタイムにチェックができるようになっております。また、町は月に1度、受託業者から提出をされます業務報告書で状況の確認を行うとともに、最終的には返礼品業者から提出される請求書及び内訳明細の内容を確認すると、こうした一連の流れの中でチェックを行いながら、業務を遂行している状況でございます。

以上でございます。

#### ○5番（漆原悦子君）

今、答弁をさせていただきましたが、全てが委託で、ずっと流れてきている。町の人が寄附者と調整をするぐらいというふうな感じで受け取りをしました。商品を選定するときにはかかわってありますが、ほとんどが委託業者に丸投げじゃないんですけど、そういうふうな感じを受けております。

7番議員のときにも言われていたんですけれども、業務の委託料というのが24,000千円から40,000千円に29年度の一般会計予算では膨れ上がっており、全体のお金についても90,000千円から106,500千円というふうに計上がされていたと思います。納税が20億を基準とすれば、5億ふえるごとに、従業員さんというんですか、人も1名ふやすということでしたので、5億ふえるたびに4,100千円というお金が単純にそちらの委託業者に加わるということですよ。ということで御報告を受けたかと思えます。

なぜ、ここで商品の流れ、チェックをと出したかといいますと、選定をされていると思いますが、実は昨年12月議会のときには184品目あったわけですね。今議会の報告では400品目、現在ありますということでした。その残りのほうは、リストを持っていませんのでわかりませんが、昨年からいろいろなお話を聞く中で、私なりに調べたところ、例えば、予算委員会の中でも資料をいただきましたけれども、B-28、上峰産の豆乳使用、上峰チーズタルトというお菓子がありますよね。こちら大豆にしても、一番最初に試作をされて、私たちが鎮西山のコンサートのときにいただいたときは量が少なかったから、上峰町産を使われたかもしれません。だけど、今現在、こういうのが、どちらかと個人的に契約をされて大豆が使われているのか。聞いたところによると、一括で集められてやっているから、佐賀産であればわかるというふうなお話をよく聞きますが、きちんとインターネットの中で上峰産ということであつたわけですので、そしてリストの中では佐賀産となっています。これがまず1件ですね。

それから、B-31、リストの中は九州産豚ロースしゃぶしゃぶ用2キロ、2,000グラムとなっておりますが、実は上峰豚ということ送られております。上峰には以前は豚はいたと聞いておりますが、今現在、養豚業をされている人はいらっしやらないと聞いておりますが、何でここで上峰豚というのが出てきていて、上峰の町木であるツバキの花の絵がついた包装紙が使われているのか。これだけの絵だけだったらいいんですが、インターネットの中で、きちんと、もらわれた方が載せてあるわけですよ。来ましたよということで。そちらのほう

には、ケースで上峰豚と箱まできちんと写っております。何で町にないものが、こうやって平然として流通しているのか。いまだにですね。これは、ちょっとおかしいと思うんですよ。

やはり、これだけに限らず、いろんなところで、先ほどの牛肉ではありませんけど、着いたら佐賀牛ではありませんでしたって表示されて、先ほどの、前の議員さんのときに、6番議員が質問したときにお話が出ていた、石丸食肉店のお肉が届いたものも、ちゃんとインターネットに載せられて、こういうふうにずっと載せられて来ましたが、佐賀牛ではありませんとか、そういうのがどんどん書き込みされているわけですよ。食べる方は多分、おいしいと思いますよ、九州、この辺のお肉だから。変わらないとはいいいんですが、上峰産のふるさと納税として出すにもかかわらず、お隣の町の名前、まあいいですけど、名前で、名刺まで入って、箱が使われてとなった場合は、何か説明をしてあるんですかね。ただ単に、送られた人は、上峰町に寄附をされて、よその町のお肉が届いたと思われるんじゃないのかな。食べるほうはいいですよ、一向に。

だから、私たちが思うのは、ふるさと納税というのは、地域を潤すためということで、地方創生、総務省がやっているわけですが、そういう中に、小さな、こういうことが発生すると、私たちの町自体が、そんなのあったのって言われたり、現に上峰豚については、お隣の人から大分私は言われました。おたく、豚あるのとかですね。そういうことで、知れば知るほど不可解なところもあります。そういうのをわかっていてやっているのか。言っているから、わかっていらっしゃるだろうと思うんですけど、委託業者にお任せしっ放しじゃなくて、抜き打ち検査、やはりこういう選定をきちんとする状態の中で、業務はふるさと納税の業務をして、受注業者に委託をして、町にて起案をして、売買契約をしてあるわけですよ。この時点で、包装紙とか、いろんなものまでチェックはされていないのでしょうか。

その辺をまず、これが2つ目です。時間を早く終わりたいと思いますので、続けて言います。

3つ目、天衝米ですね。この間の予算委員会の中で、ふるさと納税の10キロが15千円のお返しなので、60キロ90千円というお話をされました。生産者のほうには41,310円ですよというふうな、私がもし間違っていなければですよ、訂正してくださいね、間違っていたら。というふうな聞き方をしたんですが、お米って、普通、私たち買っていますけど、そんなに高くないですよ。そういう中で、地域の人が頑張っていてやっていらっしゃるからいいんですけど、やっぱり上峰町内、やはり上から下まで農業、たくさんされている、お米をつくってある方はいらっしゃるんですよ。今後はきちんとやられる、生産組合の方たちを会議にかけてやりましょうという話も出ておりますということだったので、やっていただけるかなと思うんですけど、その辺をきちんと調整をしながらしていかないと、話だけが先に来て、前回も保有米が使われましたよと、急ぎだから仕方がなかったのかもしれませんが、やはり保有米は検査をしていないとか、いろいろありますので、その辺で、町が選定して、きちっと

チェックをして、売買契約をするのであれば、その責任はやはり町にあると思いますが、これはいかななものでしょう。簡潔でいいです。

#### ○町長（武廣勇平君）

まず、天衝米の話からしますと、議員はたびたび、上峰町がその選定をして、上峰町としてこのブランドをつくり、上峰町の責任で出しているというお話をされますが、これは天衝米振興会、米多浮立保存会の部会でブランド化をされて、これは過疎対策自立再生事業を活用した際から、小袋をつくられて、議員にも渡ったと思いますけれども、天衝米というブランドを構築されて、そこでいろいろ、保有米等を集められるときに私もお手伝いしたことはございますが、現在、私はお手伝いも、いろいろ言われましたのでやっておりませんけれども、生産組合長会議に保存会長が御紹介されて、全町的に米について出していただける方がいらっしゃったらという募集も踏まえて、現在、出されているものというふうに思います。

天衝米の価格が高いという御指摘なのかもしれませんが、それは保存会、あるいは天衝米振興会に言っていただくべき話で、我々ほどの業者さんがどの価格設定、原価計算した後に掲示して、提案して、ECサイトに載つけるか、これについてあれこれ言う立場ではございません。

米多浮立のところの天衝米自体に、おいしくないだとか、あるいは異物が混入したということがあれば、その責任は天衝米振興会が負うべきものであるというふうに考えておりますし、そういう声があった場合は、直ちに天衝米振興会にその是正を求め、我々としては掲示の掲載だとか、掲示の掲載をストップするだとか、いろんなやり方があると思いますけれども、あくまでも私どもは、地域商社としての機能を委託業者に求めているということでございます。

また、豚の件につきましては、これも同様に、町産のものでない、農産物の生産の拠点が町にないというものは多々あります。先ほどから何度も御説明申し上げておりますように。それは、全国のさとふるの調査を見ましても、38.8%の自治体が広域の商品を扱っている現状がございます。

しかし、先ほどの豚については、町内業者が商品として命名した言葉であります。パッケージングの中に上峰豚と書いてあるとすれば、それは上峰産豚ということではないわけありますので、私どもが、紛らわしいので、そこはちょっと注意するように警告することはできるというふうに考えておりますが、そういう視点でいきますと、上峰のトレーだとか、ああいうことだったり、蜂蜜はちょっと違うかもしれませんが、仮に上峰蜂蜜とかいう形で出されていたとしたら、同じようなことを是正を求めていかなきゃいけないということになると思います。

実際、トレー等も上峰のものとして扱って出しているという現状が仮にあるとすれば、その上峰でつくられたものを上峰トレーと呼ぶものであって、上峰産の木を使ってトレーをつ

くられてはいないわけでありますので、恐らく。恐らくですよ。だから、そのあたりをどのように基準を設けるかということについては、まだ業者任せにしていたところがありました。

誤解を招くからやめるべきだという声をいただく、漆原議員のようにいただくこともあれば、いや、他の自治体と見比べて、それが総務省の基準に照らし合わせて、間違った取り扱い方ではないということ、あるいは今、私どもがECサイトを選んでいる、ふるさとチョイスの掲載基準に違反するものでないということであれば、他の自治体同様の取り扱い方で拡大をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

議員からお尋ねがございました、チーズタルトの件でございます。

こちらは当初、上峰産の豆乳を町内の事業者の方から供給いただいて、それを、町外ではありますが、お菓子の製造をされているところにお菓子の製造をお願いして、これを上峰のチーズタルトとして、お礼の品として採用したということでございます。

ただ、御指摘のとおり、当初そういったことで始まりましたが、途中、町産の大豆がなかなか調達が難しくなったということもあまして、そういったこともございまして、ひとつ、ちょっと町産とか、上峰町のとか、ひとつ産地について、やっぱり消費者の方が誤解されるのは、やっぱり私どももちょっと、これは非常にまずいというふうに思っておりましたので、そこは、ですから、途中で佐賀産というふうに改めて、誤解がないようにしたということでございます。

以上でございます。

#### ○5番（漆原悦子君）

わかりますが、12月議会のときには、既にチーズタルトについては佐賀県産大豆豆乳使用ということでリストをいただいております。ところが、この資料が出ているのは12月28日です。ということは、まだまだそのままになっているということじゃないですか。これを打ち出してあるのが12月28日です。

だから、その辺、やはり町が選定をして、発注をして、やっぱりしているのであれば、向こうばかりの責任じゃないと思うんですね。選定して、うちがきちっとお願いをしているのであれば、町の責任もあると思います、私は。

私たちも、やはりいろんな人から言われて、あんたたち何やりよるねって、ちゃんとせんねって言われてですね。言われて初めて、正直言って私も見ました。いろいろ自分で見つけたわけなんですけれども、そういうのが多々あったら、やはり信用って、人間ですから、自然となくなるじゃないですか。だから、忙しい、忙しいじゃなくて、そういうところもきちんと目を行き届かせてやっていくべきじゃないかなということで、今回、流れを質問しました。

と同時に、私たち、お金がどんどん入ってくるんだけど、一般会計に入って、財調積

まれて、また使うときは、返礼するときは、また収入に入っていくから、予算はどんどん膨れ上がっていきますけど、なかなか町民の人にそれが理解をしていただけない。町は、とても裕福だというふうな感覚でお話をされるわけですね。

だから、私個人としては、特別会計をつくってでも、別で管理をしてやったほうがよく流れがわかるのかなと思うんですが、これは、やはり町のトップ、また担当のところで、どういうやり方をしたいというふうな思い入れがあるかと思imasので、私の希望だけであって、それはそれで思っているということだけでいいんですけれども、きちんとですね。予算委員会の中でも、いろいろ聞かせていただきましたので、いいんですけれども、やはり商品というのは、その町の顔として、返礼品だから、出ていくものですから、まして口に入るものですよね。だから、その辺は、受け取った相手が喜ぶだけならいいんですけれど、もしかすると、今はもう、おいしいと言って食べてくださっているから、また2度、3度のリピーターが来ているかもしれませんが、その辺までしっかりとチェックをしていただきたい。

と同時に、今、リアルタイムでチェックができるようになっていましてよと言われたんですけれども、毎月1回、受託業者から業務報告書を町に提出してもらっていますということですが、それは1カ月分なら1カ月分ということで、何がどうしたこうしたということで、全ての、朝から言われていた業者さんとか、そういうところからもずっと出てきているわけですか。例えば、今、お願いしたところから。それとも、今、委託をしているところだけでしょうか。それだけ教えてください。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

受託業者から月に1回提出をされます業務報告書に関するお尋ねだと思います。

これは、まさしく、そこに書いておりますように、業務受託業者のほうから町のほうに、この委託契約に基づいて提出をされますので、それは受託業者のほうから町に報告をされる内容でございます。

内容については、さっき御説明しましたように、日々の状況というのはシステムで、お互い情報は共有できる状況でありますので、ただ報告書の中には、1カ月の中で大体どのような業務をやったのか、また、どのような課題とか問題点があれば、それを出していただくというような形で報告をいただいているものでございます。

以上です。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほどのチーズタルトについて、やっぱり誤解があるような気がするんですよ。佐賀県産大豆の豆乳使用、上峰チーズタルトと名乗っていますね。これが上峰産の大豆を使用しているという誤解を受けるというような表現で言われますが、先ほどから何度も申し上げていますように、佐賀県産の豆乳を使用、九州産のフレッシュなチーズ、国産の素材にこだわり、全国的にも高い評価を受ける佐賀県産のふくゆたかの豆乳を使用と。商品名として上峰チー

ズタルト、もちろん本町から商品として出す以上は、原材料は広域で取り入れるが、上峰町のものとして出すパターンはあります。議員がよく褒めていただきました、ふれあい館の上峰のうた、あれも原材料は広域から仕入れながら、上峰のうたとして障害者施設で出されている商品です。

これを全部、上峰というのをタイトルをはじくべきだということであれば、私はそれは納得がちょっといかないところがある。なぜかという、やはり上峰のブランドを広域で商品を集めながらも出していくことを続けることによって、先ほどから申し上げていますように、豚肉製造工場が上峰に来てみたいと、今話が来ています。上峰さんで出す豚については、うちの商品を使っていたきたいというような声も、要するに、直接投資の話が来ているわけですよ、雇用を生むような、あるいは税金を生むような。要するに、上峰のPRをしていくことで、こういう状況が生まれたわけですよ。

佐賀県産だけでPRをしていても、上峰町という名前は売れません。だから、商品名については、天衝米も同様ですが、皆さんお思いのように、前牟田地区の米多浮立保存会がつくっているんだから、米多の米じゃなかとでけんめえもんというような思いはあると思います、商品名についても、その範囲についても。ところが、天衝米振興会が広域で集めるという判断をされた以上は、それは尊重すべきだし、商品名については、なるべく上峰という名前をPRするような、そういう機会に、このふるさと納税の商品はなっていくべきだと。そうしなければ、逆回転しないんですね。私はそのように考えます。

#### ○5番（漆原悦子君）

上峰町産、上峰チーズタルトでいいんですよ、別に。上峰チーズタルトはいいんですよ、別に。B-28、上峰町産豆乳使用、上峰チーズタルトというのがあったから、今使っていないんだったら、こういうのは載せるべきではないんじゃないですか、だから、チェックをきちんと創生室でやってくださいよというお話です。

#### ○町長（武廣勇平君）

だから、委託業者がチェックをされた上で、佐賀県産チーズタルト、大豆を使用、上峰チーズタルトと名前を変えられたと思います。そこに時間差があったのは、我々がしょうさに委託をしているからだと思いますが、どの時点まで上峰の大豆を使っていたかということは、まだ私自身も知りません。

先ほど言われた、上峰豚の話ですよ、私が言いたいのは。商品名として上峰豚というふうには、上峰をPRしようという思いの事業者がいらっしゃることを私は妨げる必要はないと、また、どの自治体を見ましても、そのような取り扱いで、もっと過激な表現をされているところもございます。それが返礼品競争と言われればそれまでですが、その基準は、返礼品競争の是正の基準は、総務省が設けるべきであるし、各ポータルサイトが設けるべきであると。私どもは、その制度の中でプレーヤーとして最大限、効用を最大化することが務めであると

いうふうと考えております。

**○5番（漆原悦子君）**

地域の雇用を生むのは大いに結構です。ですが、私なんか、特に女性ですので、そういう名前、国産、外国産、どこ産とかなったときに、やはり普通の人の上峰豚と聞いたら、上峰産かなと思う人が多いだろうと思うんです。だから、違うと言われればそこまでです。だから、パッケージで、そこで、うちからやっているからと言われれば、そこまでです。だから、考え方の違いだろうとは思いますが、普通、お店でそうやって買うときに、何とか産が入っていないからまだいいですけども、そういうのがあったので一応確認をただけです。

**○町長（武廣勇平君）**

だから、先ほどの上峰豚は商品名、パッケージには書いてあると思いますよ。ただ、豚にしても、肉にしても、商品表示法がありますから、どこどこ産で、どこの販売業者から来たものかというのは必ず表記されていますので。その点は、ちょっと御理解いただきたいと思います。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

質問要旨3、地元産利用の考えはについて答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

続きまして、要旨の3、地元産利用の考えはについて答弁をいたしたいと思います。

このことにつきましても、さきの答弁と重複をいたしますけれども、本町の場合、町内の生産物はもちろんのこと、加工、流通、販売のいずれかにおいて上峰町との関連を有すほか、町の地場産業の振興や魅力発信、イメージアップにつながると判断するものにつきましては、返礼品として選定する旨、返礼品の選定基準を設けております。

議員からのお尋ねの、地元産ということにつきましては、恐らく、農産物等の1次産品を指されていると思いますけれども、こうして地元産品はもちろんのこと、返礼品調達の経済効果を町内の事業者等にできるだけ幅広く波及させていくためには、先述のとおり、町内とのかかわりを加工、流通、販売、その他まで広く捉えることが有効であるというふうに思っております。

ただ、他方で、地元産ということの価値も重要であるというふうに考えておりますので、一般流通において、例えば、上峰町産などと銘打って取り扱われているものにつきましては、返礼品の取り扱いにおいても地元産をPRできるよう、引き続き生産者、事業者等の意向もお聞きしながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○5番（漆原悦子君）**

気持ちは重々わかります。いいんですけど、地元の人たちがもう少し潤うようなやり方をやっていただけると、もっと身近に皆さんが感じてくださるのかなと。小さな商店であった

り、今、商工会でツバキ油をしていらっしゃるんですよ。ああいうものとかだったら、ああ、上峰のツバキの木をふやしましょうとか、もう身近に感じられますから。ところが、いろいろ組み合わせでたくさんふえてくるとわかりませんし、委託、委託になってくると私たちもわかりません。せめて、私たちが流れがわかるぐらいまでは時折には御説明をいただいと、やはり寄附金といえども公金だと思うんですね。だから、その辺きっちり、私たちが結構指摘されるんですよ、何やってんのっていうふうな格好ですね。

だから、私たちも関心はもちろん持っていますけれども、関心を持ったおかげで、こういうのが私もわかったというぐらいですから、これからいろんなところで、お互いに意見も切磋琢磨しながら、いい方向に持っていければと思っておりますけど、もう切に地元産の、農業の方でも野菜をつくっていらっしゃる方でもいいです。イチゴもありますし、アスパラもあります。地元産ですね。そういう時期的な返礼でも構わないと思うので、そういうものにもぜひ取り組んで、地域の方が潤うような施策を考えていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

#### ○町長（武廣勇平君）

大変、御指摘ありがとうございました。地元産には取り組んでおります。各部会にも投げかけさせていただいていますが、もう百も承知かと思って言いませんでしたけど、やはり部会を通じてJAさん、相対取引で、その先、決まっているんですね。であれば、部会として出す余裕があるのが米だけだったんです。米をどれくらい確保できるかというところ、生産組合長に投げられても、結局、保有米しか出てこなかったというところで、小規模自治体で、本当に特産品をEC上のルート、求められる需要に合わせてつくれるか、本当に難しいとは思いますが、それにはチャレンジしていくためには、まず、私、漆原議員がシンポジウムに来ていただいたかわかりませんが、こういう形で商品を集めながら、商品の磨き上げを行い、直接投資を待つという方法と、商品磨き上げを行う際に、地元産の中から、自分の保有量を、あるいはJAを通じた部分をこっちに出してもいいという雰囲気をつくらなければいけないというところから、まずしなきゃいけないと思いました。

ですから、現在、JAのほうでは、ある方は出してもいいと言っているが、ライスセンターのところで、いろいろで協議が、議論があるそうなので、なかなかスムーズに、何というか、血が流れていかない、動脈硬化みたいな状況になっていますけれども、こういう考え方でなければ、なかなか地場産品の販路拡大というのはできないんじゃないかというふうに私自身は考えております。

もう一つ大事なのが、先ほど井上議員からもございましたが、加工場をしっかりとつくっていくということ。加工場をつくれれば、やはり今までJAが取り扱っていない商品においてもいろいろ取り組んでみたい、チャレンジしたいと言われる方も出てこられるものだと思いますし、そこには大いに期待をするものでございます。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次へ進みます。

質問事項2、副町長問題、質問要旨、その後の状況はについて答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

さきの議会で、議員にも御案内のことだと思いますが、6月30日、上京、7月25日、上京、8月9日、全協ということでございます。その後、辞任をされた後に電話を1回だけおかけしました。2月21日の記者会見で、文科省の今さまざま問題を抱えられて、まさに人事課が組織的な天下りあっせん問題で調査班なるものを設けられて、全庁的な調査を今現在されているということで、政府もかなり厳しい態度で、この調査に乗り出しておられるということで、今、その事実関係を徹底して洗い出すためにヒアリングを実施されているということでございます。

私が人事課の担当者の方に御連絡さしあげたときに、ちょっと退席をされておられまして、それ以降、電話はしていないということでございます。

副町長が戻られてから、前副町長がやめられるまでに発生した給料の返還の部分につきましては、総務課長のほうから答弁していただきたいと思えます。

**○総務課長（江崎文男君）**

前副町長との連絡といいますか、に対するものにつきましては、副町長からの自主返納の訴え、それに対する上峰町としての回答ということで、平成28年8月30日に副町長からの自主返納に対する回答ということで通知を本人に宛てております。金額的には505,804円、7月分の給料及び8月分の日割り計算の給料ということで、8月30日に町のほうからの回答ということでお送りしております。その後、平成28年9月6日に振り込みの入金確認ということになります。

それ以降につきましては、前副町長との関係といいますか、ものにつきましては、9月6日に自主返納金の確認をした以降は何もありません。

**○5番（漆原悦子君）**

9月に皆さんが質問をした後、変わっていないだろうなとは思ったんですけども、実は、私の家の近くのマンションというんですかね、そちらにお住まいだったということで、御主人さんか誰か、ちょっとわからないですが、お部屋の整理に来て、帰られましたよというふうな格好を聞きましたもので、その後、何か変化があったかなということでお尋ねをしております。

お金もちゃんと議会のほうに御報告いただいている、弁護士さんに相談をされて、きちんと処理がされましたという報告は、もうさきの定例会の初日の日に御報告がありましたし、その辺は何とも思っておりません。

ただ、9月の答弁の中に、みんなが質問したんですけど、若干ずれが結構あったので、そ

の辺が、一日も早く特別委員会が設置されればいいんですが、きょうを除くと、もうあと、今回は骨格ですので、6月になると、もう1年になりますよね。ずるずるとならなければいけないけどということ、ちょっと頭出しで状況がどのようになっているのかなということでお尋ねしただけですので、今の現状であれば、わかりました。

ただ、2月の頭、2日ぐらいだったでしょうか、小国副町長さんも総務省のキャリアで、ちょっと道路交通法違反をしておやめになられたということで、いろいろ、そういうのもあったりしたのだから、そのときもきちんと書類を出したよとか、新聞には書いてあったので、うちのほう、最初聞いたときは、文科省から何も依頼文書とか来ていませんよと、私が質問したときに言われたかと思うんですが、その後、一般質問の提出をした後、議事録を全部読み直しました。それで、一応、もとの松井副町長さんは事前に、7月27日、課長会の会後に出張ペーパーをお持ちであり、これに基づき出張しますということ町長に言われたということが議事録の中に載っておりましたので、そういう書類を出されていないのかなと、うちは何にもなくて動いているよというふうな格好の答弁を全協の中でもいただいておりましたので、その辺でちょっと確認をしたくてしまったので、この件は、もうこれで結構です。

#### ○町長（武廣勇平君）

ただいま議員がおっしゃいました答弁の食い違いというのは、ペーパーがあったという私の意見と、ペーパーをもらっていないという総務課の意見ですか。

それは、私はなぜ総務課に前副町長がそのペーパーを残していかなかったかはわかりませんが、私の前で、ペーパーを持ってこられて、ちょっと要請がっておりますので、上京しますということではございました。

それは、総務課にはないんだということですので、例えば、メールとかで、メールを見ればわかるのかもしれませんが。メールが来て、それをあけられて、こういうふうに見せられたのかもしれませんが、そこは確認をしておりますので、後日、もう一度、確認をさせていただきたいと思います。

また、冒頭、私もちょっと気になったんですが、調査委員会が設置されているというような話をされました。調査委員会の設置は、まだされていないものだというふうに思っておりますけれども、その点もちょっと、私からすると、事実関係が、私が認識不足なのかもしれませんので、ちょっと後でまた確認をさせていただきたいと思います。

要は、先ほど来申し上げておりますように、この手続について不明確なところがあるということであったり、その理由について議員からも私、さまざま想像を言われたこともありましたが、その点について不確実で、なかなか答弁がはっきりしないということについては申しわけなく思うところではございますが、今現在、そのように連絡をしましたが、退席中ということで、また必要であれば連絡をする必要があるかなというふうに改めて感じたところでございます。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

### ○議長（寺崎太彦君）

質問事項3、町長の公約について、質問要旨、マニフェストの内容等について答弁を求めます。

### ○町長（武廣勇平君）

議員の御質疑の中身について、ちょっと、わかりかねているところがありますが、今回のマニフェストですか。（「1期、2期で、12月に答弁された……」と呼ぶ者あり）わかりました。（「頭出しでいいです」と呼ぶ者あり）

まず、上峰サティを核とした商業圏の環境整備、お年寄り、体の不自由な人の生活支援策の充実、町民の起業、創業支援、企業誘致促進、雇用創出による若者流出防止、地元企業と中央のベンチャー推進、市民ファンド、子育て支援センターの設置等々が当たると考えております。

これは、1期目のマニフェストも含まれておりますし、昨日の原田議員の御質疑の予定の答弁にも備えておりましたので、それも踏まえて、ちょっと、ここで話しますと、やはり行政経験がない段階で1期目の公約を掲げたもので、財政状況が十分理解できていなかったところもあったわけでごさいます、財政が豊かであればできるものもあったかと思って臨んだわけでありますけれども、できなかったと。2期目のマニフェストについては、それを引き継がず、まだまだ財政状況は芳しくなく、なかなか、こういう事業系の創業支援であったり、確固とした中心市街地、商業圏の環境整備であったり、ベンチャーの推進であったり、こういったものは2期目には引き継がずというふうに思っておりましたが、財政状況が随分好転をしながら、今、この先のまちづくりを考える上で必要だということで、これら積み残しをなるべく優先度は、3期目の公約よりは低いと思っておりますけれども、頭の隅に置きながら臨んでいきたいという視点で、積み残しについての言及をしたところでございます。

### ○5番（漆原悦子君）

6項目はわかりました。前回は聞きそびれておりましたので、内容だけ聞きたいなと思っておりました。それと、3期目の分のマニフェストも出してあるかと思っておりますので、その辺も期待をしながら、これは、もうこれで結構です。

2つ目の質問ですけれども、実は私、先ほどの費用弁償の件があって、いろんな人からいろんなことを言われたんです。その中で、町長は50%で頑張っているのに、あんたたちは何しよんねというふうな格好で、結構言われたんです。だから、その辺、マニフェストで1期目に50と書いてあったじゃないですか。それで、1年ぐらい、私たちとバトルをやりましたよね。いや、そのままらって、しっかり働いていただいたほうがいいですよとか言いながら、私の記憶の中では、21年に就任されて、1年間ぐらい、ずっと来て、たしか12月ごろに可決したんじゃないかなと私の頭の中ではあるので、22年から半分にされたのかなと思っておりますが、その確認と、それと、わからなければ後でいいですよ。多分、町政というか、議

会日よりじゃなくて、上峰だよりに毎年4月に載るじゃないですか。あれに載ってくるだろうと思うんですけども、そういう中で、意外とみんな関心なく、見ていないものなんですよ。

今現在は、もう2期目になったら、私もずっとかなと思っていたら、1期でマニフェストはおしまいよということで、2期になったら、またそれになるよということで、今はもとに戻っていらっしゃると思うので、その確認だけしたかったわけです。町民の方からずっと言われて、幾ら言っても、頑張ってるのと言って、多分、窓口の方も言われた人、何人かいらっしゃるんじゃないのかなと思うんですけど、そういうのがありましたので。記憶がなければ、もう後でも。多分、私の中では、そういう感覚で持っているんですけど、もしわかれば教えてくださいというだけで、結構です。

#### ○町長（武廣勇平君）

50%給与カットについては実施し、記憶にちょっとございません。後ほど資料をお渡ししたいと思います。報告でよろしければ、報告で済ませたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

#### ○5番（漆原悦子君）

私を知る限り、平成21年はそのままの603千円で、平成22年4月から半額、50%の355千円、今現在は709千円と私は思っていますので、それに間違いなければ結構です。

じゃ、2つ目の質問に行きます。

これも一番最初のときのマニフェストに書いてあったんですが、平成21年のリーフレットなんですけれども、平成11年、上智大学経済学部経営学科入学、在学中に一新塾に入塾し、卒業したと書いてあります。そして、今回のリーフレットには、平成17年卒業とありました。書いてあったと思います。

それで、最初から、この文、皆さんが何で卒業って書いていないのというのがずっと話題になっていたのは御存じかと思うんですけど、やはり今回もそういう、選挙になるたびにそういう話がちらほら出てきて、私も言われるわけですよ。

だから、私たち議員も公人ですけど、町長さんも公人ですので、もしあれでしたら、卒業証明書の提出をしていただきたいということで、今、個人情報、厳しいので、そしたら、私たちもしっかり、大丈夫ですよと言えるじゃないですか。何か、うやむやで言われるの嫌なので、ぜひこの提出をお願いして、この項はもう答弁は要りません。

#### ○町長（武廣勇平君）

私が初出馬したときに、大学を卒業していないんだといううわさを広められました。それは、マスコミの方々から、議会筋の方が言われているというふうに聞きました。私はマスコミの方を呼んで、卒業証明書、ウィリアム・カーリー学長でしたけれども、ちゃんと提出をさせていただいて、そこで事はおさまったかと思いますが、最近また、大学を卒業していない

というような話がございます。何でこういう話がずっと続くか、もうさっぱり意味不明ですけども、議員が求められるなら、漆原議員だけお伝えをして、卒業証明書を提出させていただきたいと思ひます。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

質問事項4、滞納問題について、質問要旨1、町税は増収になっているのかについて答弁を求めます。

**○税務課長（坂井忠明君）**

5番漆原議員からの質問事項4、質問要旨第1項目め、町税は増収になっているかという御質問にお答えをいたします。

お手元に資料を配付しているかと思ひますが、こちらにつきましては、今年度、平成28年度と前年度同期の直近である1月末現在の主要4税につきましての報告とさせていただきます。

そちらのほうの資料につきまして、網かけをしている箇所が1月末時点での収入済み額でございまして、各税目の上から2段目、①が平成28年度、現年度の収入済み額、7段目、②が滞納繰り越し分の収入済み額、③が現年分と滞納繰り越し分の合計となっております。④、⑤、⑥につきましては、それぞれ前年度同期の収入済み額を記載してあります。

さらに、一番下の3段目、段を設けてありますが、前年度との増減額を現年度分、滞納繰り越し分、現年滞納繰り越しの合計というふうになってあります。

右端の下段のほうをごらんください。

4税目の合計ではございまして、比較増減で、現年度分につきましては20,159千円余り、滞納繰り越し分につきましては5,642千円余り、合計で25,801千円余り、収入済み額につきましてはふえているということを示すものでございまして。

ただし、この資料には法人住民税やたばこ税等は含まれておりませんので、加えますと、ほぼ前年と同じぐらいというふうに移しているかと思ひます。

ちなみに、口頭で申しわけございませませんが、平成23年度から平成27年度までの一般町税の全体の収入済み額について概要を申し上げます。

平成23年度1,354,000千円余り、平成24年度1,386,000千円余り、平成25年度1,425,000千円余り、平成26年度1,420,000千円余り、平成27年度1,374,000千円余りとなっております。ふえているかということ5年間の時系列的に見ますと、ふえてはいない。5年間の平均ぐらゐで移しているということで、ピークは25年度がちょっと多目でございませましたが、最近は大體1,370,000千円余り、14億をちょっと切るラインで移してあります。

以上でございまして。

**○5番（漆原悦子君）**

7番議員のときにもお話をしてあつて、町税は上昇しているということで回答をいただい

ておりましたので、わかりました。

私が聞きたかったのは、では、町税は上昇しているとして、今、ふるさと納税がたくさんいただいているわけですよね、皆さんから。それで、それを少し上峰町に還元したとして、どのくらいが利益というか、税収が上がるかどうかというのをちょっと聞いてみたかったんですが。地域の人に、5億なら5億でもいいけど、今、27年が21億ですね。28年は今43億円ぐらいと言われたんですけど、10億なら10億でもいいけど、もし、その中の半分でも地域の人に潤いがあったら、どのくらい上がるのかなというのが、概算でもいいですけど、もう少し皆さんのやる気が起こるようにできないものかなと思ってですね。わからなければいいですけど、お願いします。

#### ○税務課長（坂井忠明君）

超難問でございます。ただ、一般小売業の、例えば、商店を個人で営まれている方がいらっしゃいまして、一事業者が例えば、50,000千円売り上げが増加したとしますね。そうしますと、例えば、経費率を8割、仕入れ、それから人件費、維持費等を引いて2割がもうけと、純利益という場合に、単純に50,000千円の20%ですから、10,000千円が純利益になります。これでいきますと、一個人であれば、課税所得が8,000千円程度ということで、こちらのほうが課税所得が10,000千円ふえるとなると、18,000千円ですので、税率が6%ですよ、個人の町民税の税率6%なので、単純に10,000千円ふえるとなりますと、課税標準額が10,000千円ふえて、それに6%掛けるわけですから、600千円がふえるという計算で、それが10事業者ありますと6,000千円は単純に個人の住民税のほうは増収になるのかなと思います。

また、事業者であれば、また別途、法人税等がふえてくるのかなと思いますので、そんな感じかなと思いますが。

#### ○5番（漆原悦子君）

無理難題を申し上げて、申しわけありません。

町内の方が、もし少しでも興味を持って、そういうのに自分も加わって、何かやってみようと思われる一つのきっかけにでもなればいいのかと思って、私、ちょっと、一体どのくらいでどのくらいぐらい入ってくるのかな、町としても利益として出るのかなと。外部ばかりだと町にはなかなか潤いが来ませんので、そういう目安としてお尋ねしただけですので、ありがとうございました。

先に進んでください。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問要旨2、滞納対策、対象者は減っているのかについて答弁を求めます。

#### ○税務課長（坂井忠明君）

同じく5番漆原議員からの質問事項4、質問要旨の第2項目め、滞納対策、対象者は減っ

ているかという御質問にお答えをいたします。

滞納対策でございますが、徴収体制という考え方と重点事項に分けて御説明をさせていただきます。

現状を御報告申し上げます。徴収体制に関しまして、平成22年度までは賦課徴収係ということで、賦課業務と徴収業務をあわせ担任をしておりましたが、平成23年度に税務課のほうに収納係という収納に特化した係が新設をされておまして、係長と担当、2名の職員が国保税を含む町税の収納業務に当たっております。

また、平成21年度から24年度までは4年連続で佐賀県滞納整理推進機構へ職員を各1名派遣してまいりましたが、職員数の関係で、平成25年度から27年度まで3年間は派遣を見送ってまいりました。

今年度、28年度、4年ぶりに1名を派遣し、町の滞納事案を処理しております。帰町後につきましては、収納係において、その研修成果等を発揮されるものと期待をいたしております。

機構について、若干お話しをさせていただきますが、機構3期目の最終年となる来年度、平成29年度も1名の派遣を決定しております。

この機構自体の継続に関しましては、目安となる指標の設定がございまして、参加市町全体の住民税の滞納繰越額が現年度調定額に対して3%を切るということが存続の基準というふうに、もうこれは全体で設定をされております。29年度にこれを達成いたしますと、解散という方向になってまいりますが、県と市町の全体会議、首長会議等で29年度のある程度早い時期に、そちらのほうは決定されるものと考えております。

次に、町の徴収に関する重点事項を申し上げますが、これまでの取り組みをさらに強化するという事に尽きるものと考えております。

新規の滞納事案の抑制、滞納初期に面談の機会を持ちまして、納税の資力や意欲を確認し、遅滞なく勤務先への給与額照会などを行うなど、徹底を図ってまいります。

また、累積滞納者には、滞納処分を前提とした財産調査を徹底して行い、換価可能財産の発見に努めるとともに、真に担税力がないと認められるような滞納者につきましては、町の滞納処分の執行停止取扱要領というのがございまして、そちらのほうの規定によりまして滞納処分の執行を停止するものいたします。

次に、滞納者はふえているかという御質問でございましたが、資料を添付しておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

資料につきましては、前の年度から滞納繰り越し分の対象人員、軽自動車につきましては台数でございますが、税目ごとで、かつ年度ごとの集計でございます。

例えば、1人の納税者が2税目、それぞれ2カ年滞納があれば4とカウントするような形で、ちょっと集計せざるを得ませんので、そういった資料になっておりますので、延べ人員

というような感じで御了承ください。

平成28年度と前年度当初比では、27年度の徴収率が非常に低調でございましたもので、数としては若干ふえているというような状況になっているかと思えます。

最後に、現在、滞納整理機構に1名、女性職員を派遣しております。その派遣の際に、いろいろ、ちょっとごたごたがございまして、本人、非常にナーバスになっておりましたが、実際派遣されましたら、勤務態度も良好で、そして徴税の実績のほうもかなりありまして、今のところ徴収率についてはいまだにまだ14市町の中で1位をキープしております。ですので、本町のほうにも、庁舎のほうにもちよくちよく来ていますので、もし姿が見えたら、議員各位におかれましても、頑張っているねというふうなお声をかけていただければ、本人のモチベーションが上がるかと思えます。

以上、お答えといたします。

#### ○5番（漆原悦子君）

今、報告いただきました。本当に19年、20年ぐらいいかな、物すごく滞納がずっと多くて、毎回、滞納の質問をしなくちゃいけないような時期があったんですけど、これから見ると、ずっと、若干ふえていますけれど、一番最後の5年の切り目のところは、少しずつなくなってきているのかなと思ってですね。

でも、やはり7番議員のリストの中には、まだ高額な方がいらっしゃいます。なるべく早急に、少しでも減れば町のためになるのかなと思っておりますが、以前、ずっと言われていたのが、今、滞納の質問は余り、少し余裕が出てきたのかどうか、どなたも余りされなくなってきた、最後のときぐらいいで、されなくなってきたんですが、以前は、要するに、私たちとか、町の職員さんとか、充て職の人とか、区長さんとか、いろいろいらっしゃいますよね、分館長さんとか、お仕事を町からお願いされている方に対しては、滞納ありませんかということをよく、毎回毎回質問されていたと思うんですよね。

私たちも、やはりこうやってしている以上、滞納はないように極力皆さん注意されていると思うんですが、今現在は滞納というのはあるのか、ないのか。それと、二、三年でもいいですね、何か、そういう方に、全体に対してあるのかどうか、そういう役職、わからなければ、私たちと職員さんだけでもいいですけど、ここ数年、あるのかどうか、そして今現在はあるのか、ないのか、それだけ、もしわかればいいですので、個人情報になったり、いろいろな面もあるでしょうから、もしあれば教えていただければと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

まず、議論をよく御存じの漆原議員だと思いますが、以前、この議場、あるいは職員にかかわるところで滞納者がいるかどうかについて、件数の提示が個人情報にひっかかるのかどうか、また、人数の披瀝が個人情報保護法にひっかかるのかどうか、その点について、当時の白濱税務課長がしっかり調べた上で答弁されたところであったと思います。

件数と金額については、滞納者リストの上位についての掲示については個人情報保護法上、大丈夫だという当時の御意見でありました。ただし、日時についての披瀝については、個人が特定されるおそれがあり、個人情報上、問題だという弁護士の御意見を聞いた上での御質問だと思います。

よって、私自身も、その分を振り返らないと、どのように答えてよいか、ちょっと定かでないかもしれませんが、税務課長も個人情報保護法の観点から、言えるところはおっしゃってくださいと思いますので、答弁を税務課長からさせます。

#### ○税務課長（坂井忠明君）

以前、前課長時代に、そういったやりとりがあったというのは議事録を読みまして、私のほうも一応存じ上げております。

私といたしましては、基本的に役職とか公人とか非公人で滞納のありなしを分けてチェックしているわけではございませんので、ここでは、ちょっと申し上げようがないということでございます。

ただし、町職員につきましては、一応、何といたしますか、立場上といたしますか、ちょっと自分なりにチェックはいたしておりますが、町職員に関して滞納繰り越しになるような事案はございません。それだけ申し上げておきます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

次へ進みます。

質問事項5、高齢者支援について、質問要旨1、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み内容については答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項5、高齢者支援について、要旨1、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み内容については答弁をいたします。

保険者でございます鳥栖地区広域市町村圏組合管下の1市3町におきましては、法律の経過措置を利用いたしまして、平成29年度から、いわゆる総合支援事業の一部を開始し、平成30年度に完全移行としているところでございます。

総合支援事業は、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合が直接実施するもの、それと構成している市町のみが実施するもの及び保険者と市町の双方またはいずれかで実施するものと、すみ分けがなされております。

平成29年度から新たに開始する事業として、訪問型現行相当サービス、これは身体介護が中心になるような業務になります。それと、訪問型サービスA、これは調理、掃除など生活援助中心のサービスのものです。それと、通所型現行相当サービス、これは機能訓練型の介護予防通所介護というふうに御理解いただければよろしいかと思います。それと、通所型サービスA、見守りやレクリエーション活動中心のものになります。そして、通所型サービ

スC、これは3カ月から6カ月の短期集中機能訓練を行うものになります。この5つにつきまして29年度から実施がされていくということになります。

平成30年度までに実施するサービスとしましては、訪問介護サービスB、これは、ごみ出しとか、いわゆる軽微な生活支援と言われるもの、それと訪問介護サービスC、これは3カ月から6カ月の短期生活指導を行うもの、そしてサービスDということで、医療機関への送迎付き添い、こういったものがメニュー化されております。通所型には、サービスB、これはいわゆるサロン事業と言われるものがございます。

既存のサービスの有効活用を視野に入れながら、基盤整備をいたしまして、体制が整い次第、順次実施していきたいというように考えております。その際には、鳥栖地区広域市町村圏組合などと連携をしていきたいと、このように考えております。

以上、漆原議員の質問答弁を終わります。

**○5番（漆原悦子君）**

もう時間が終わった。

**○議長（寺崎太彦君）**

これで5番漆原悦子議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時22分 散会